

和歌山県景観計画

和 歌 山 県

当 初	H21. 1. 1 施行 (H20. 12. 2 県告示第 1501 号)
一部変更	H23. 4. 1 施行 (H23. 3. 29 県告示第 317 号) (高野山町石道周辺特定景観形成地域 H23. 7. 1 施行) ※ 高野山町石道周辺特定景観形成地域の追加 ※ 住民提案型景観形成地域の追加 ※ わかやま景観づくり協定の追加
一部変更	H25. 4. 1 施行 (H25. 3. 1 県告示第 234 号) ※ 熊野参詣道(大辺路) 特定景観形成地域の追加
一部変更	H27. 4. 1 施行 (H27. 1. 9 県告示第 15 号) ※ 熊野川周辺特定景観形成地域の追加 ※ 熊野参詣道(中辺路) 特定景観形成地域の変更
一部変更	H27. 7. 1 施行 (H27. 3. 31 県告示 373 号) ※ 既存建築物の行為の制限の追加等
一部変更	H29. 5. 8 施行 (H29. 4. 7 県告示 513 号) ※ 太陽光発電施設の取り扱いの変更
一部変更	H30. 9. 1 施行 (H30. 7. 10 県告示第 799 号) ※ 熊野参詣道(大辺路) 特定景観形成地域の拡大
一部変更	R 元. 9. 1 施行 (R 元. 7. 5 県告示第 231 号) ※ 高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大及び名称 を高野参詣道(町石道) 周辺特定景観形成地域に変更

目 次

I	景観形成の理念	1
1	基本目標	1
2	責務	1
	（1）県の責務	1
	（2）県民の責務	1
	（3）事業者の責務	1
II	景観計画の区域	2
1	計画の対象区域	2
2	特定景観形成地域	2
	（1）特定景観形成地域の対象となる地域	2
	（2）特定景観形成地域の区域	2
3	住民提案型景観形成地域	4
III	良好な景観の形成に関する方針	21
1	景観計画区域全域	21
	（1）めざすべき景観像の実現	21
	（2）めざすべき景観像の実現に向けた取り組み	22
2	特定景観形成地域	24
	（1）熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域	24
	（2）高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域	28
	（3）熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域	33
	（4）熊野川周辺特定景観形成地域	37
IV	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	41
1	景観計画区域全域	41
	（1）届出対象行為	41
	（2）行為の制限の基準	42
2	特定景観形成地域	45
	（1）熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域	45
	（2）高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域	49

(3) 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域	53
(4) 熊野川周辺特定景観形成地域	61
3 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件	64
4 既存建築物の行為の制限に関する事項	64
 V 景観資源	 65
1 和歌山県景観資源	65
2 景観重要建造物	65
3 景観重要樹木	65
 VI わかやま景観づくり協定	 66
 VII 公共事業	 67
 VIII 景観農業振興地域整備計画の策定	 68
 IX その他の事項	 69
1 景観法に基づくその他の制度の活用	69
(1) 景観協定	69
(2) 景観重要公共施設	69
(3) 景観協議会	69
(4) 景観整備機構	69
2 その他の施策	69
(1) 公共事業景観形成指針	69
(2) 啓発及び支援	70
3 他分野の施策との連携・協調	70

I 景観形成の理念

1 基本目標

和歌山県の景観は、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の流域ごとの文化圏のまとまりなどによりその骨格が形成されている。和歌山県では山岳信仰を育んできた雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部、そして河川の流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地などその美しい景観が保たれている。

これらの和歌山県らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきたものである。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていく。

2 責務

(1) 県の責務

県は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）を実施するものとする。

また、良好な景観の形成に関する市町村の施策並びに県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(2) 県民の責務

県民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。また、地域社会の一員として、県及び市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

Ⅱ 景観計画の区域

1 計画の対象区域

県全域を景観計画の対象区域とし、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図っていく。

なお、景観行政団体である市町村の区域は、景観計画区域からは除外し、市町村が主体となって景観形成を推進するものとする。市町村が新たに景観計画を策定する際には計画の継続性を確保するものとする。(図1)

2 特定景観形成地域

(1) 特定景観形成地域の対象となる地域

景観計画区域のうち、以下の条件に該当する良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとする。

特定景観形成地域は順次指定を追加していくものとし、本計画に基づく景観形成の取り組みを拡大していく。

- 山地や森林、河川（流域）、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域
- 古道・街道沿いの街なみが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域
- 多数の人の目に触れる駅前や中心市街地のほか、幹線道路や鉄道といった主要な交通施設及びその沿道・沿線で、きめ細かな景観形成が必要と認められる地域
- その他良好な景観を形成する上で特に重要と認められる地域

(2) 特定景観形成地域の区域

①熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（中辺路）及びその周辺地域は、雄大な自然に囲まれ、古くから自然信仰に根ざした精神文化を育み、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所である。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の一つである。

このため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保

全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。
(図 2)

②高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）及びその周辺地域は、変化に富んだ地形と自然の中で、古くからの山岳信仰と仏教文化により育まれた精神文化や人々の暮らしとともに支えられてきた歴史や文化が色濃く息づく場所である。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の一つである。また、この地域を通る国道や鉄道は、高野山へいざなう重要なアクセスルートとなっている。

このため、高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの可視領域、世界遺産を含む歴史と文化が息づく集落の区域、高野山へのアクセスルート周辺を基本とする区域を「高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。(図 3)

③熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（大辺路）及びその周辺地域は、雄大な自然に囲まれ、江戸時代には観光と信仰を兼ねた人々や文人墨客が好んで利用し、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所である。また、山間部を通る熊野参詣道（中辺路）とは対照的に熊野三山への海沿いの参詣道であり、紺碧の太平洋と枯木灘が織りなす海岸美を眺望することができるなど海と山の織りなす美しい景観に恵まれた場所となっている。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、更に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されるなど、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の 1 つである。

このため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。
(図 4 (1)、図 4 (2))

④ 熊野川周辺特定景観形成地域

熊野川は紀伊山地の北部に源流を発し、南流して熊野灘に注ぐ流域面積 2,360km²、全長 183km の河川で、中流域に位置する熊野本宮大社から下流の河口部に位置する熊野速玉大社までが世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産に含まれている。

熊野参詣道中辺路は、古くは熊野三山を参詣する際に、本宮から新宮への交通手段として熊野川下りの舟運を利用することが多く、熊野川は類例の少ない「川の参詣道」である。兩岸には深い山々がせまり、悠々とした大自然の中で点在する奇岩怪岩は、すでに 12 世紀には「熊野権現の持ち物」と考えられ、様々な伝承が伝わり、熊野を代表する「文化的景観」の一つとなっている。現在でも熊野川は、平成の名水百選にも選ばれており、全長約 16km の川舟下り等によって、清らかな流れと雄大な自然を楽しむことができる。

また、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして国道 168 号が現在では参詣者や観光客の動線となっている。

このため、熊野川及び熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶ国道 168 号や熊野川からの可視領域を基本とする区域を「熊野川周辺特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。(図 5)

3 住民提案型景観形成地域

景観計画区域のうち、地域住民の提案に基づく地域で良好な景観を形成する上で重要であると認められる地域を住民提案型景観形成地域として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとする。

住民提案型景観形成地域は、地域特有の良好な景観を有する地域若しくはこれから良好な景観の形成を進めていくことが適切な地域であって、住民による景観形成の気運が認められる地域を対象として指定を行い、本計画に基づく景観形成の取り組みを拡大していく。

■ 語句説明

- ・登録資産（コアゾーン）：文化遺産および自然遺産を構成する資産。
- ・緩衝地帯（バッファゾーン）：文化遺産及び自然遺産の保護のため、その遺産の周囲に設けられる利用制限区域。



図 1 景観計画区域

※熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域のうち、田辺市域については平成 29 年 3 月 24 日より田辺市景観計画に移行

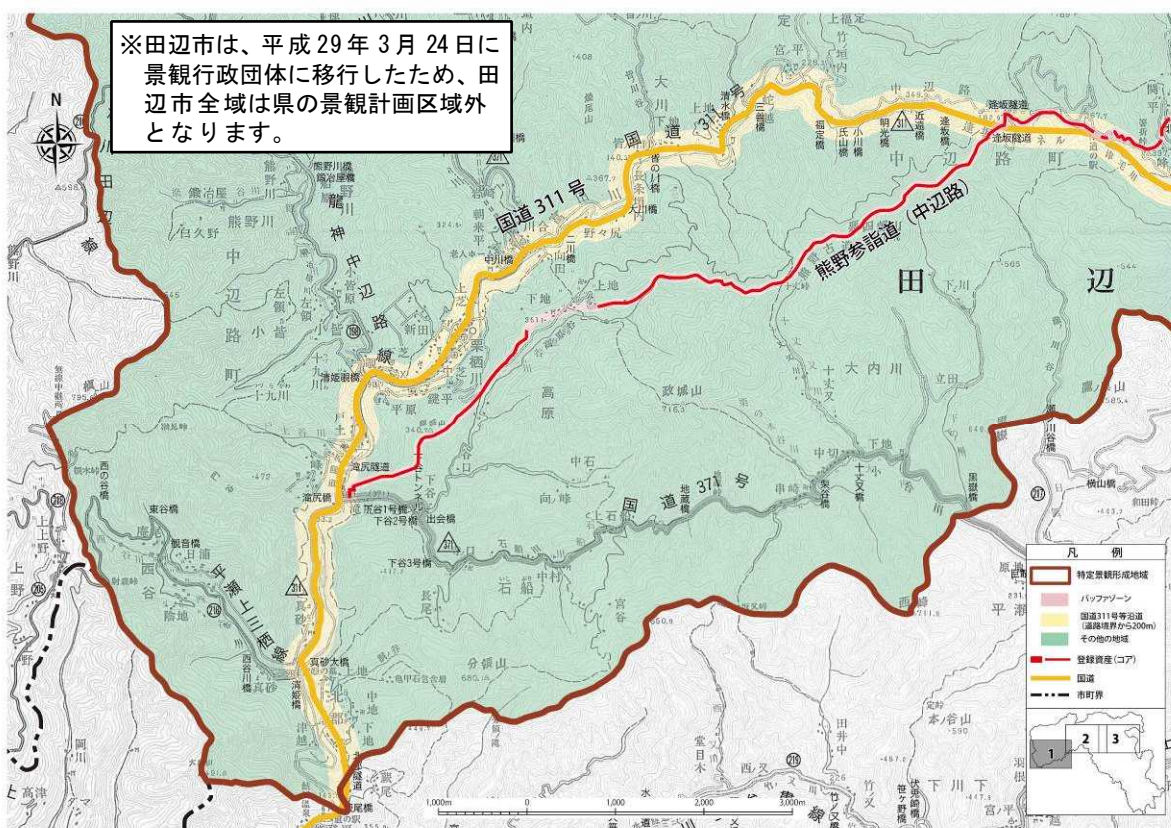


図 2—1 熊野参詣道（中辺路）周辺

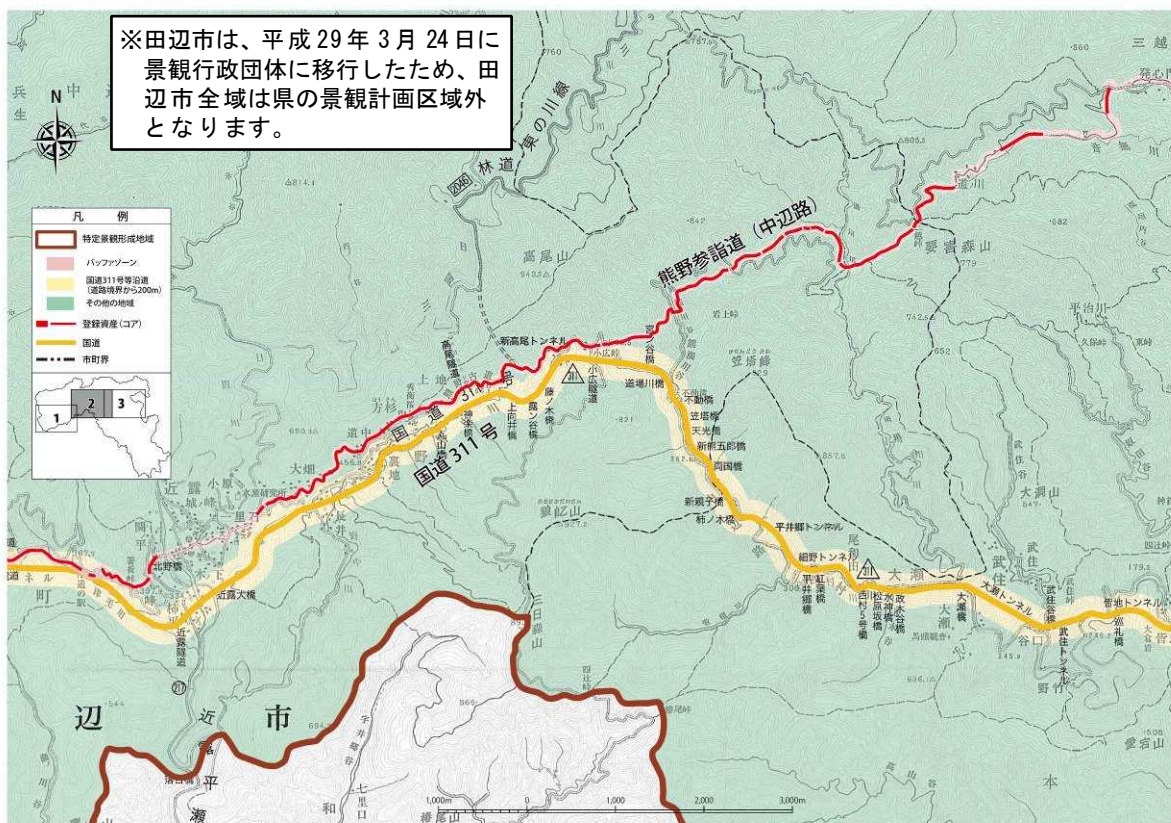


図 2—2 熊野参詣道（中辺路）周辺

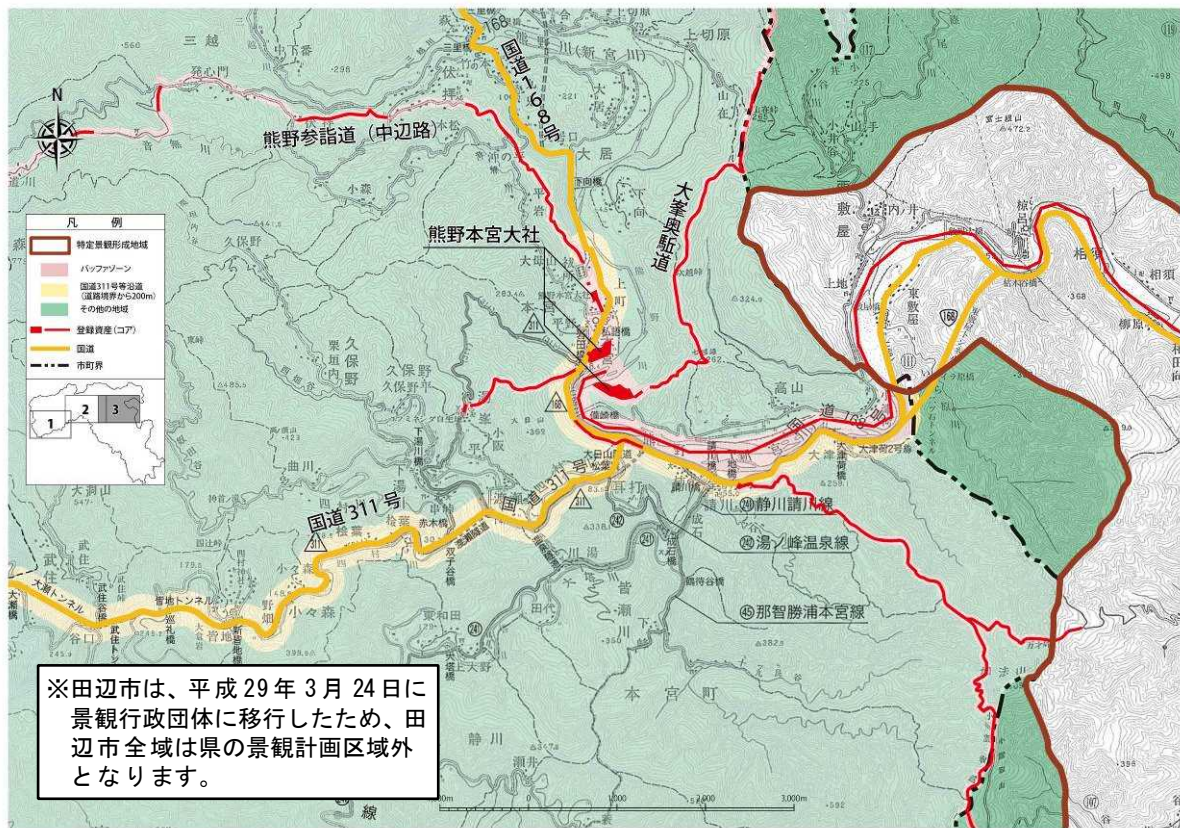


図 2 — 3 熊野参詣道（中辺路）周辺

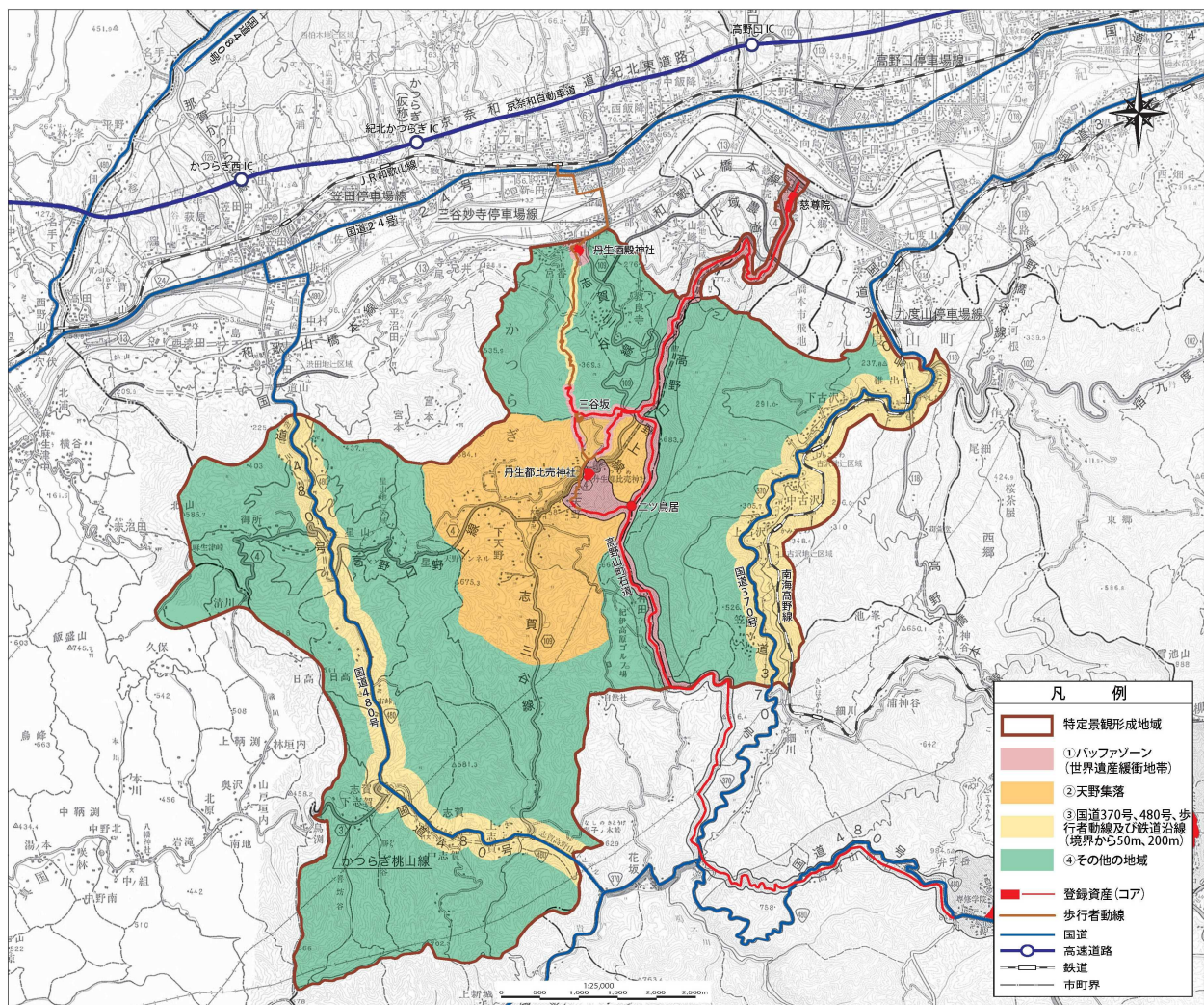


図3 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

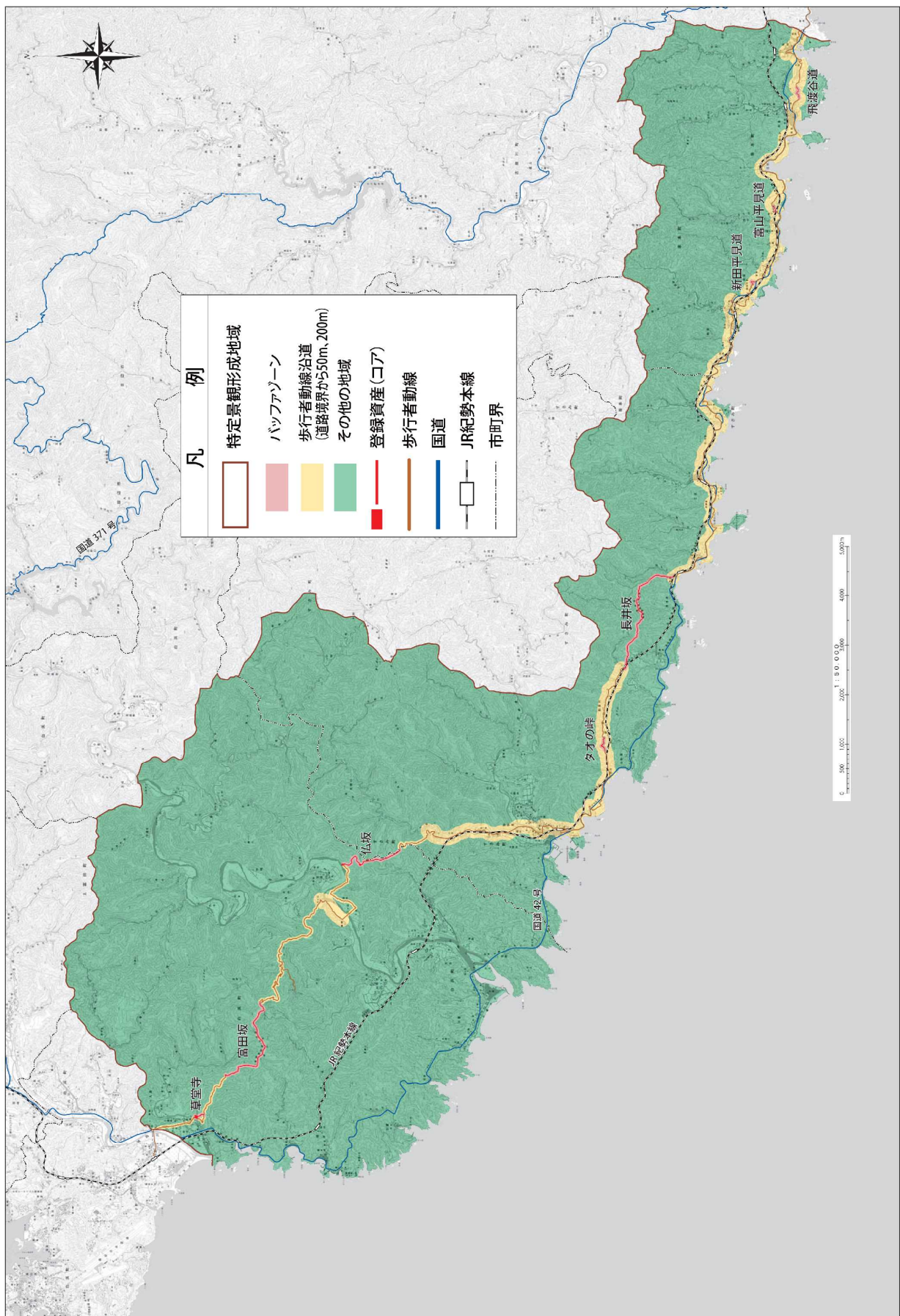


図4 (1) 熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

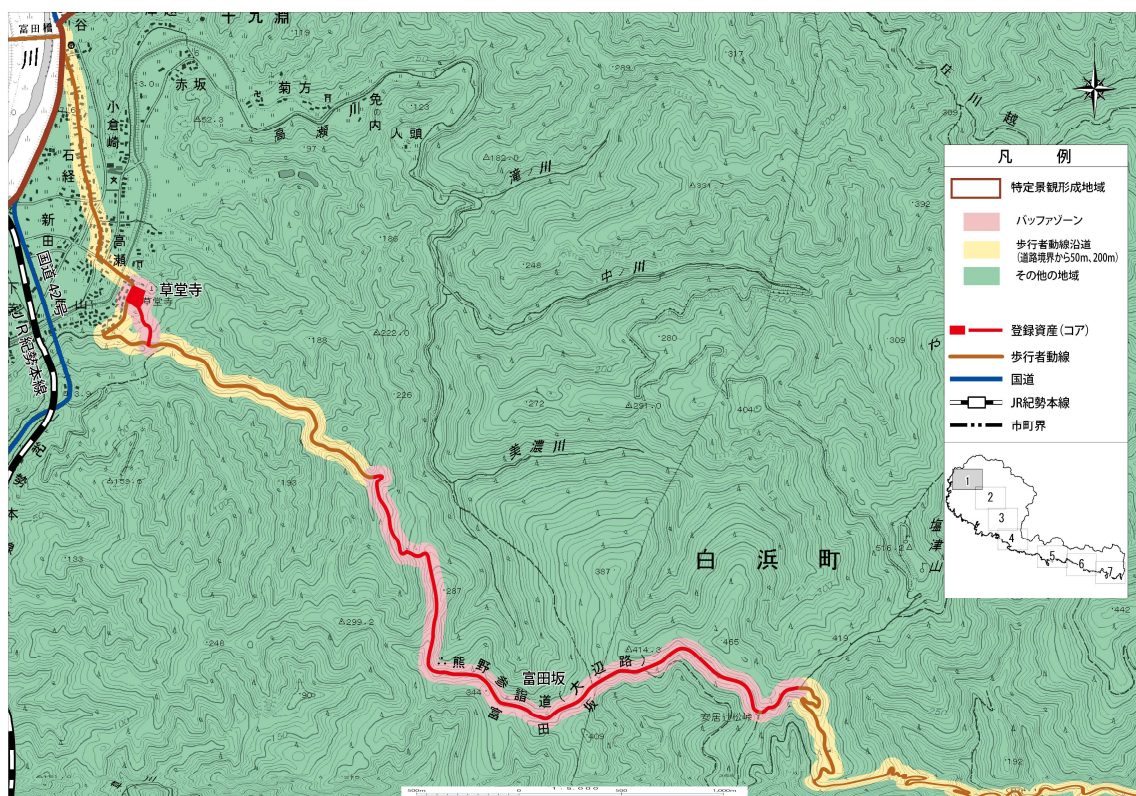


図 4 — 1 歩行者動線沿道（草堂寺～富田坂）

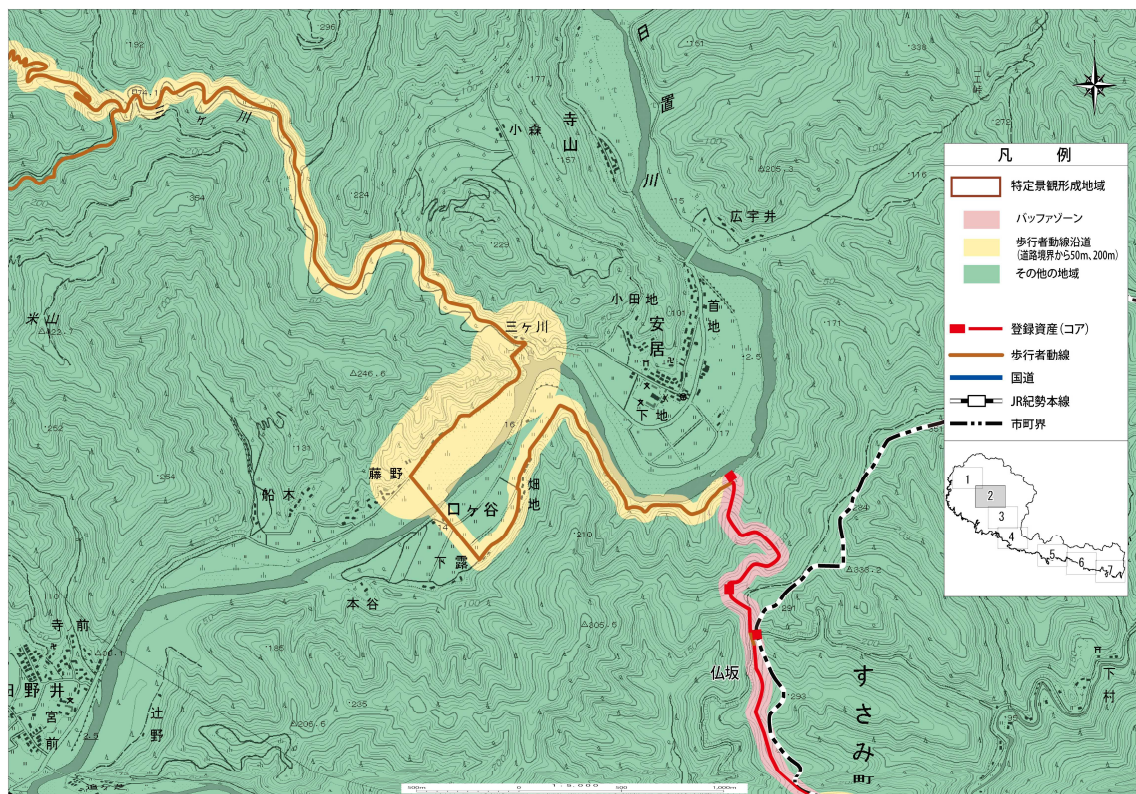


図 4 — 2 歩行者動線沿道（富田坂～仏坂）



図 4—5 歩行者動線沿道（長井坂～新田平見道）

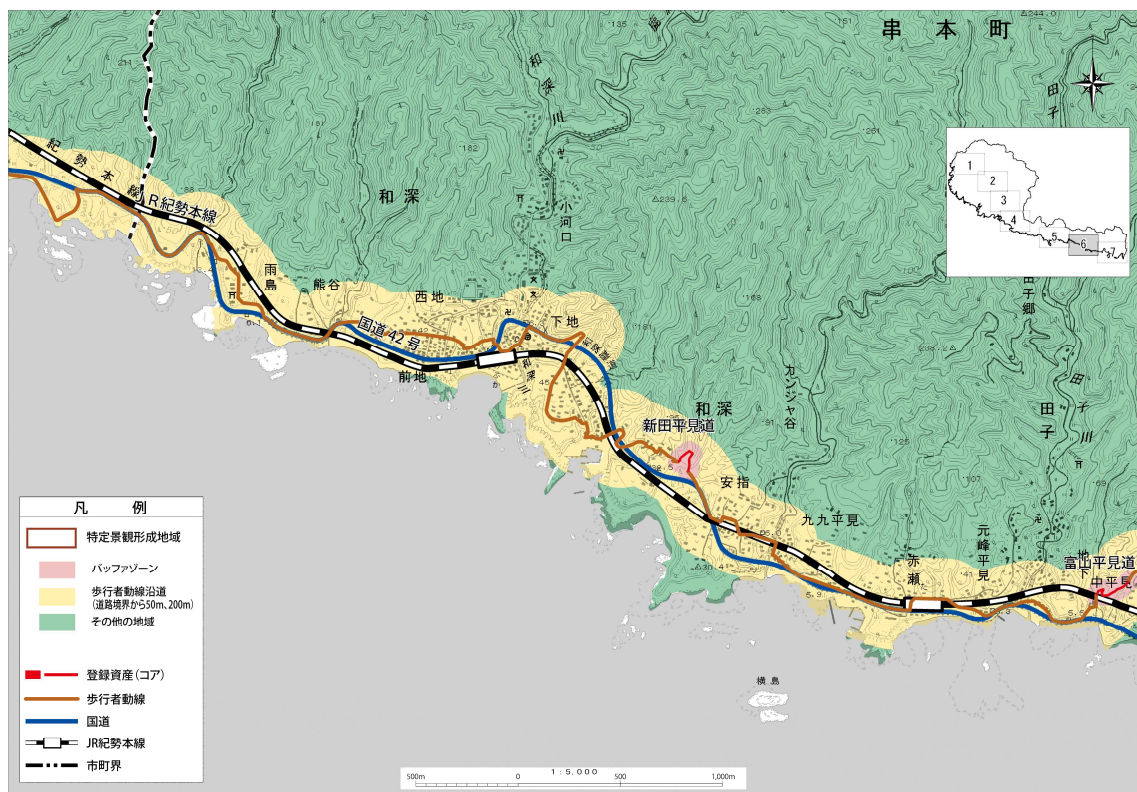


図 4—6 歩行者動線沿道（新田平見道～富山平見道）

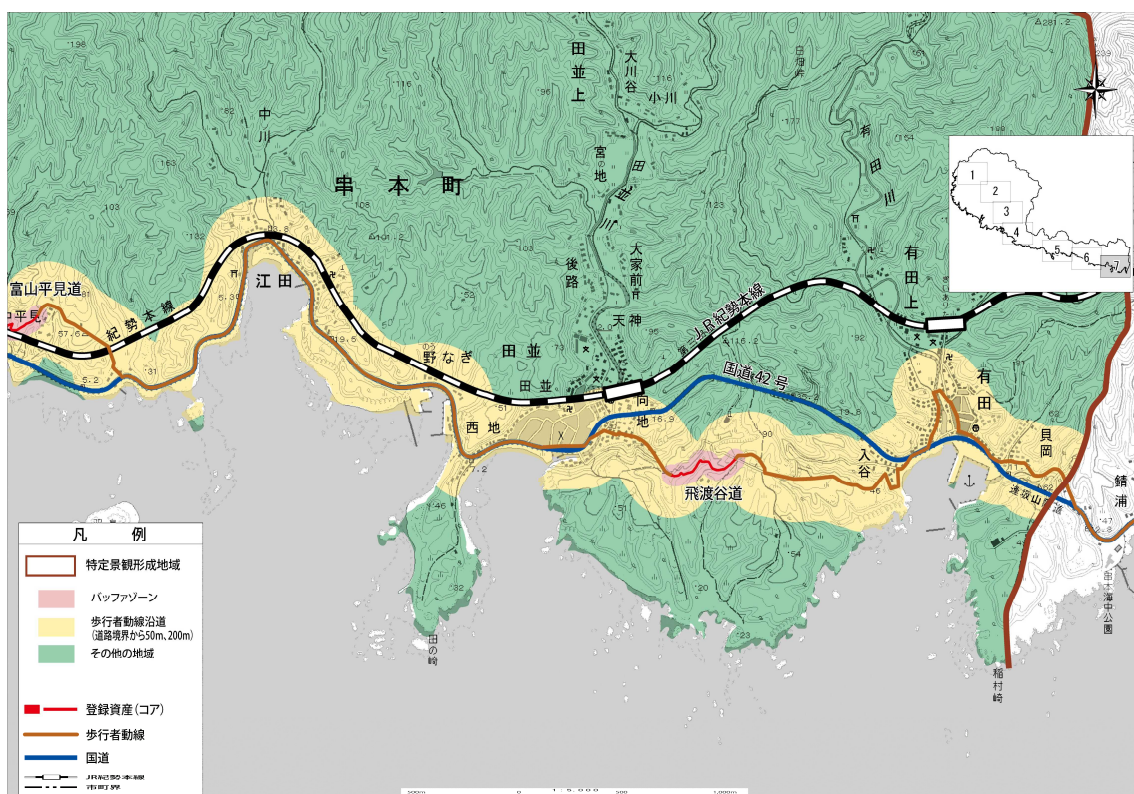


図 4—7 歩行者動線沿道（富山平見道～飛渡谷道）

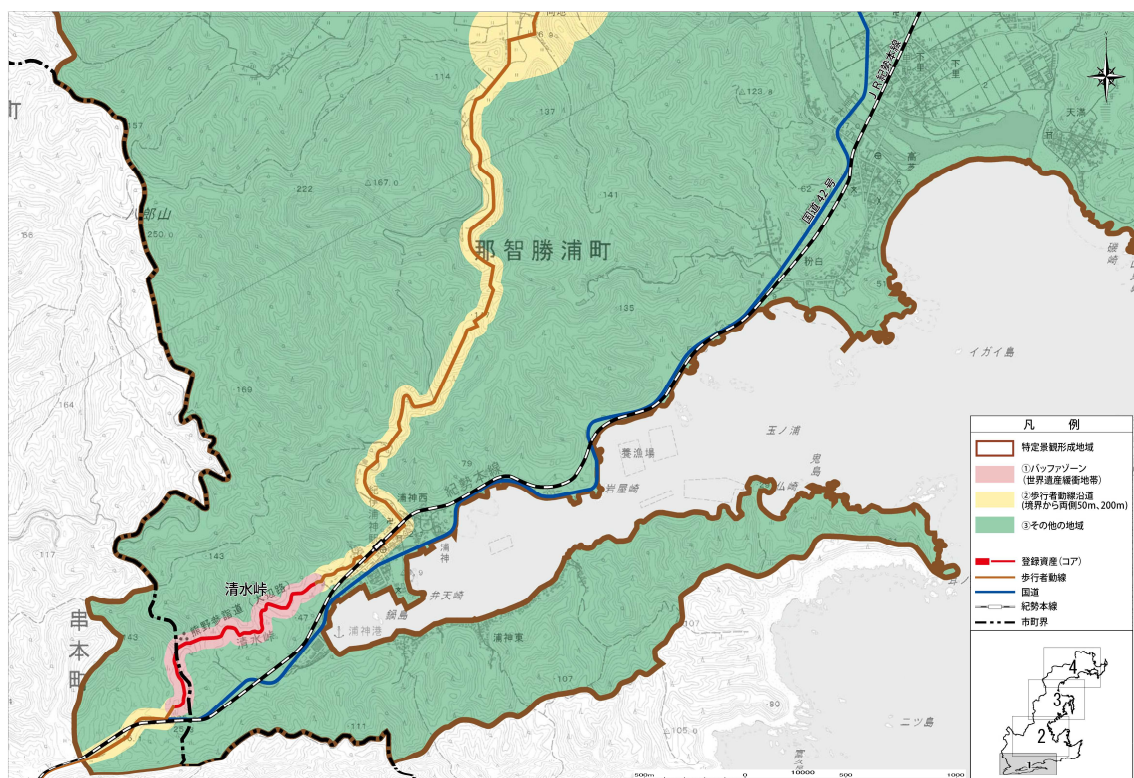


図 4—8 歩行者動線沿道（清水峠～二河峠）

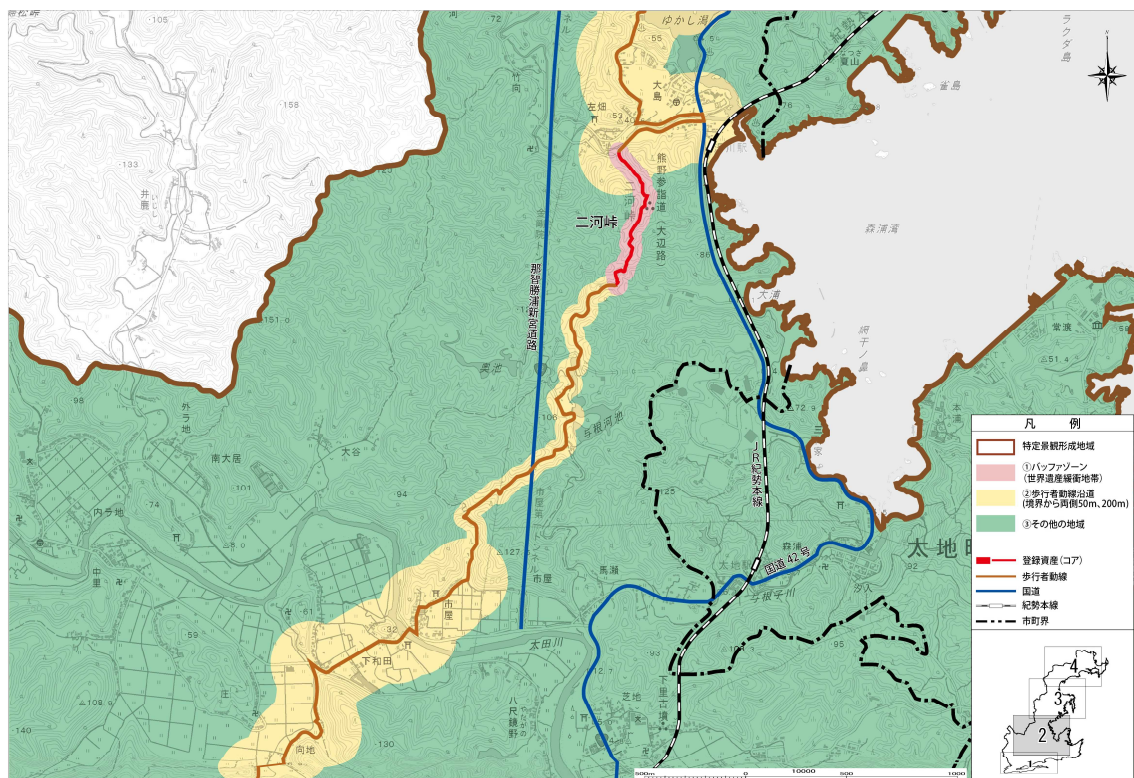


図4—9 歩行者動線沿道（清水峠～二河峠）

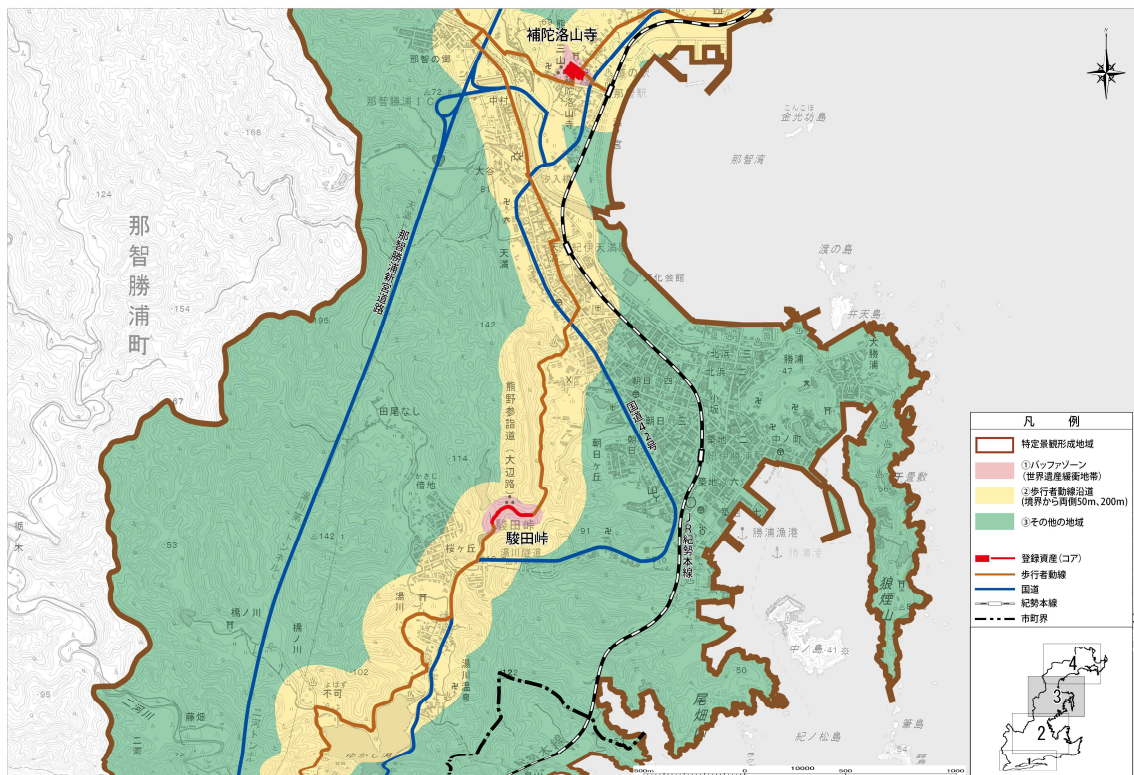


図4—10 歩行者動線沿道（駿田峠～補陀洛山寺）

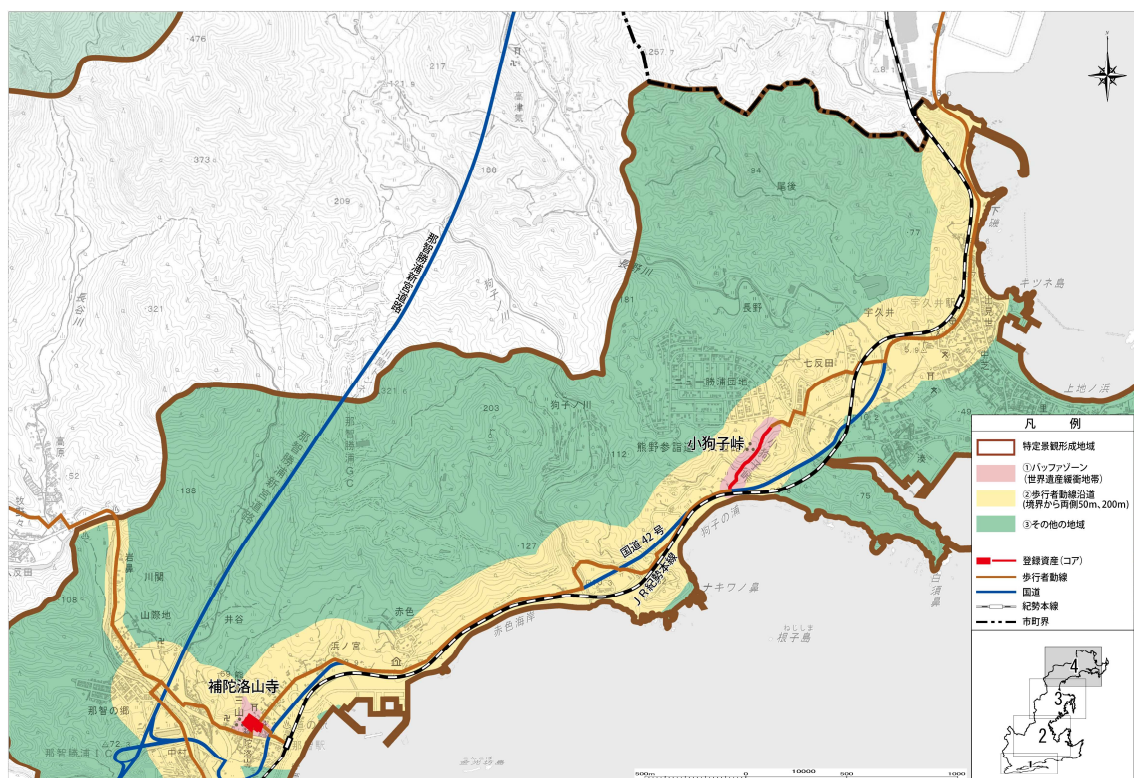


図 4 — 1 1 歩行者動線沿道（補陀洛山寺～小刀子峠）

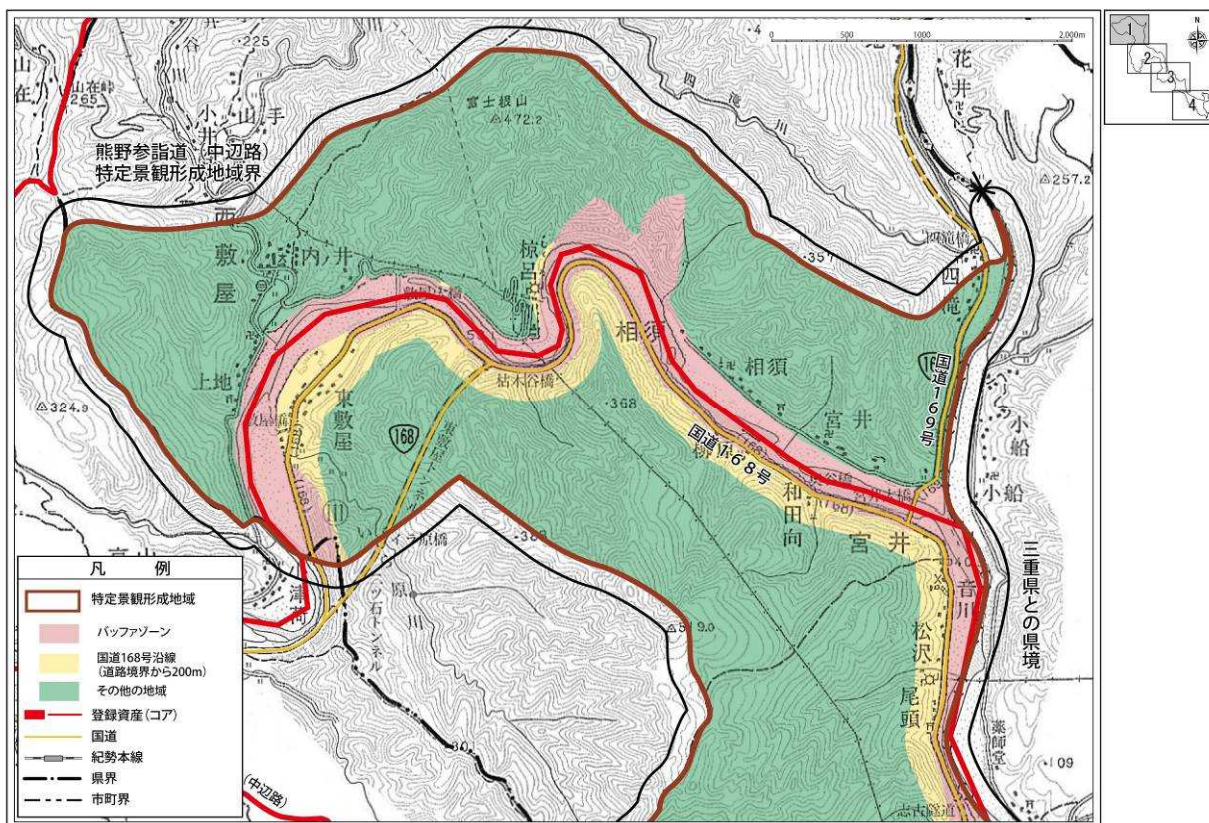


図 5—1 熊野川周辺

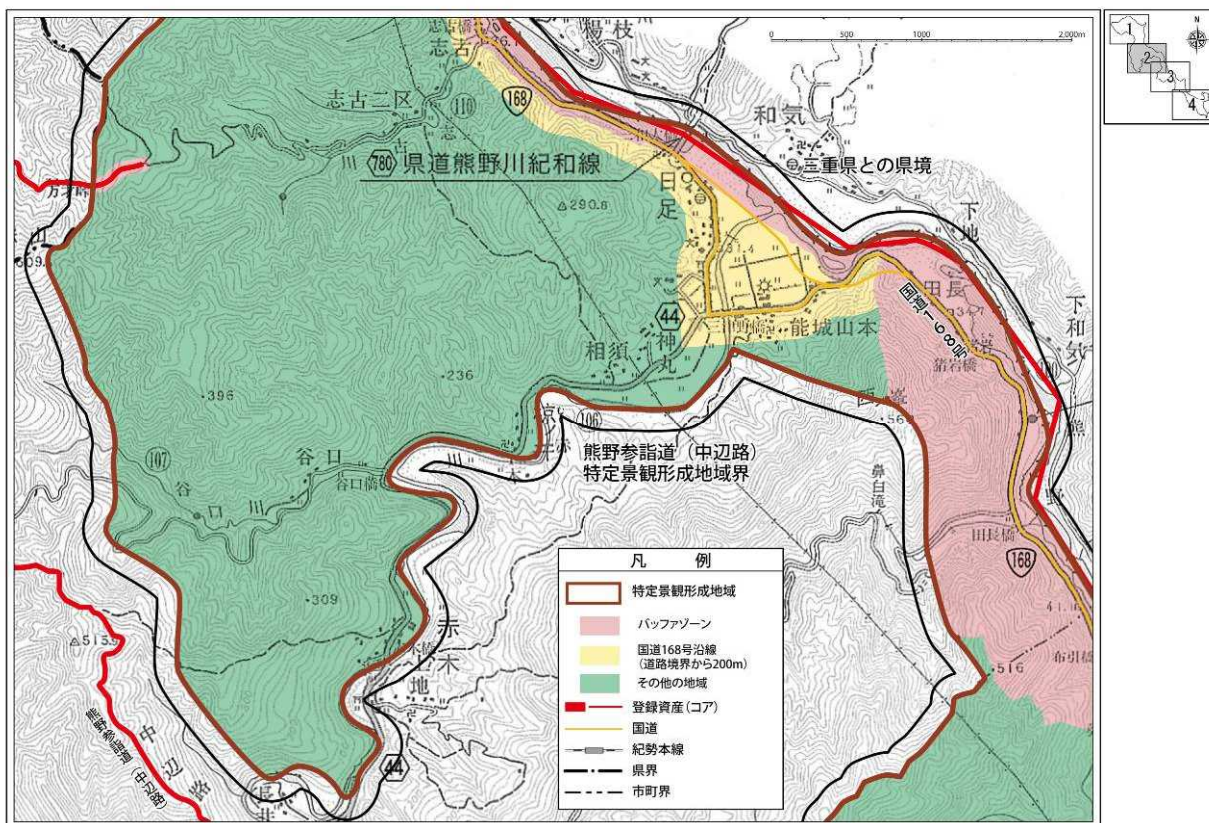


図 5—2 熊野川周辺

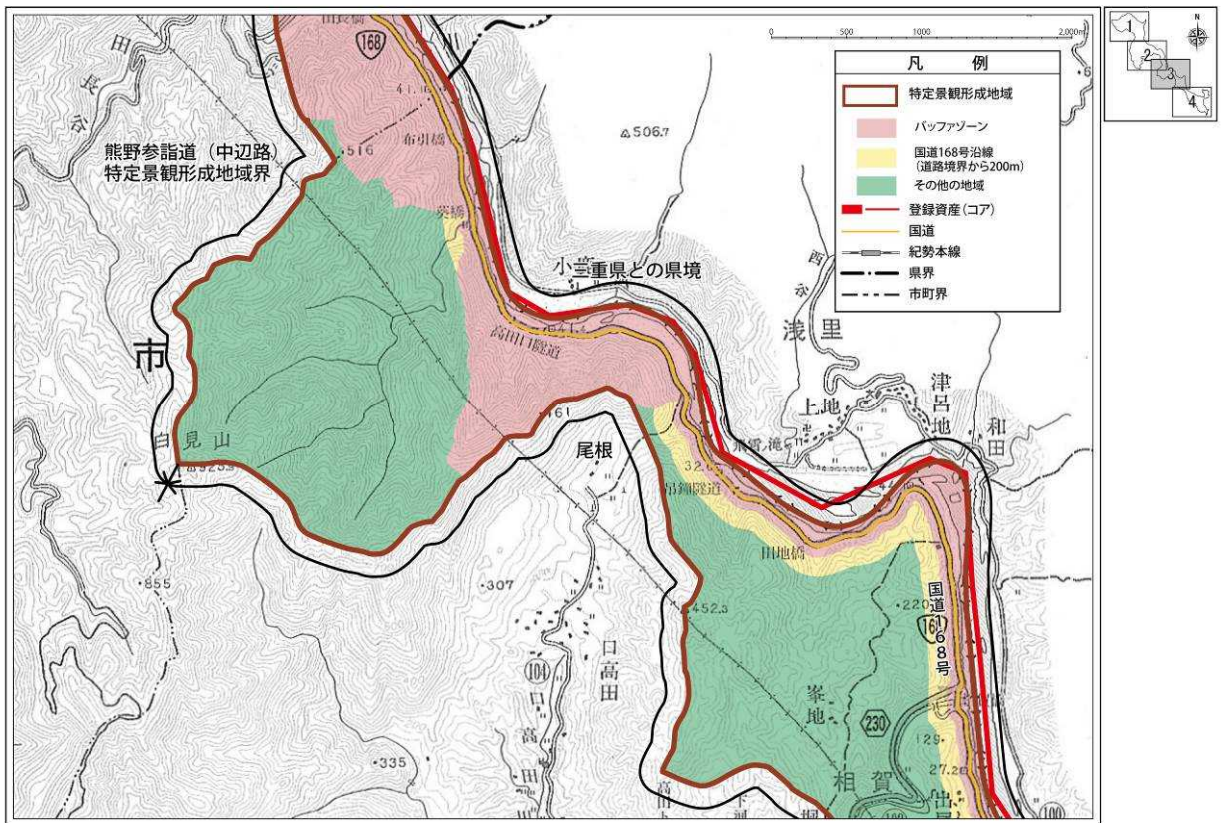


図 5—3 熊野川周辺

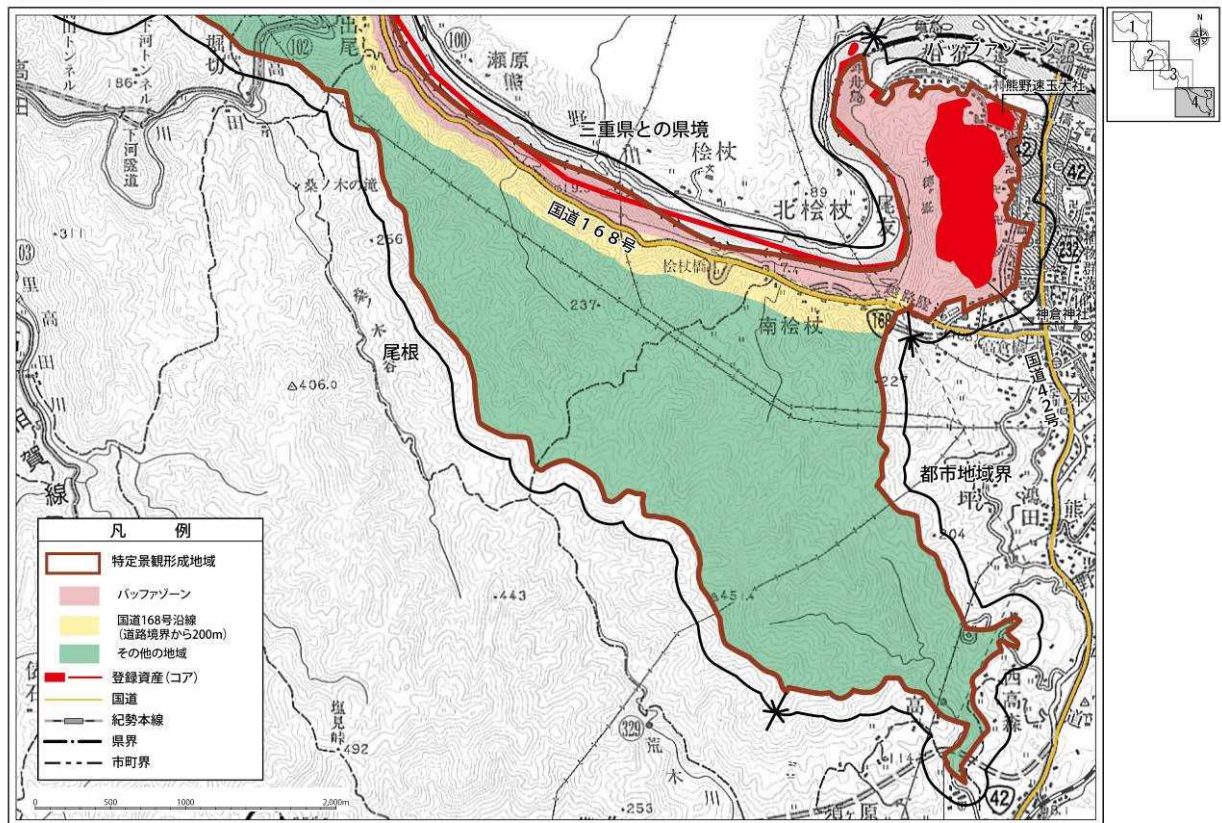


図 5—4 熊野川周辺

Ⅲ 良好な景観の形成に関する方針

1 景観計画区域全域

(1) めざすべき景観像の実現

①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する

雄大なる山地や森林、河川（流域）、海岸などの自然や、自然と向き合い、関わりを持つことで培われてきた地域の風土など、日本人の精神文化を育んできた唯一無二の貴重な自然とそれらによって生み出される骨格的な景観を保全する。

i) 山地や森林、河川（流域）、海岸の景観を保全する

山地や森林、河川（流域）、海岸は、長い時にわたって県土の骨格を形作り、歴史・文化といった地域の風土を育み、暮らしにも多大なる影響を与えてきた。これらの自然は日本人の精神文化発祥の起源としても広く共有されるべき唯一無二の価値を持つものであり、これらを保全する。

ii) 自然との関わりを再生する

自然の持つ豊かさ・恵み・厳しさなどに触れて学ぶ空間や機会づくり等を通じて、その大切さを共有するとともに、自然と人々の営みを支えるしくみづくりを通じて、豊かな自然との関わりを再生する。

②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

古代から中世、近世を経て現代に至る歴史の流れや、各時代を通じて育まれてきた地域の文化が息づく固有の景観を保全し、魅力を高めながら次代に継承していく。

i) 地域の歴史的な街なみ景観を保全する

時間の蓄積と住民の努力によって育まれた地域の歴史的な街なみ景観は、一朝一夕に生まれるものではない。その豊かな積み重ねを受け止め、次の世代へと継承するため、担い手づくりや活用方策等と組み合わせながら、街なみ景観の保全を図る。

ii) 歴史・文化資源の周辺景観の保全と創生を図る

歴史・文化資源が持つ空間構成や景観構造の文脈を読み取りながら、これらの資源と一体となって価値を高め合う周辺景観の保全と創生を図る。

③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する

人々の営みや地域の活動によって支えられてきた日常の景観とともに、農林水産業や地域の伝統産業をはじめとする地場産業や新しい時代の商工業などの活動がつくる景観の魅力を高める。

i) 長い時を経て形成された個性ある産業景観を保全する

本県で長く受け継がれてきた農林漁業や伝統工業・地場産業などが生み出した個性ある産業景観は、人々の営みの歴史を今に伝える景観資源であり、これらを保全する。

ii) 産業活動が創り出す景観の魅力を高める

商業など産業活動が創り出す景観はまちににぎわいや活力を与える。生き活きたまちの姿は、訪れる人のまちへの印象を深め、また訪れたいという気持ちにさせてくれる。こうした産業活動が創り出す景観の魅力を高める。

iii) 身近な生活の営みが映し出された景観の魅力を育む

まちの中で人々が行き交うにぎわいのある景観、身の周りの自然と生活がとけ込んだ落ち着きのある景観など、身近な生活の営みが映し出された多様な景観の魅力を育んでいく。

(2) めざすべき景観像の実現に向けた取り組み

①景観の魅力を読み解き内外へと発信する

山岳霊場と熊野古道、海辺の景観など他県にはない和歌山県の景観の魅力や、市街地・農村など暮らしを取り巻く景観の魅力を読み解き、更なる魅力の向上を図るとともに、その価値を内外に広く発信することで観光の振興や交流人口の増加を目指す。

i) 地域の景観資源を保全し観光資源として活用する

県内には独特の風土・文化等に育まれた他県にはない魅力ある景観資源があり、それらを観光資源として地域づくりに積極的に取り入れ、地域の暮らしとの共生を図りながら、県内の景観の魅力を多くの人々に伝えていく取り組みを推進する。

ii) 景観資源を収集し景観づくりに積極的に活用する

県内には有形・無形を含め暮らしの中で育まれた多くの景観資源が存在しており、外部からの視点も活かして、広く景観資源を収集し、その景観の価値を再認識するとともに、それらを地域の活性化等に活かすなど、景観づくりに積極的に活用する。

②景観の向上につながる協働のまちづくりを推進する

県民にとって愛着のある身近な景観の価値の発見からはじまる景観づくりや、住民と一緒に取り組む駅前や商業地などの市街地整備での景観づくりなど、地域に根ざした協働のまちづくりを促進していく。

i) 景観に対する意識を高める

協働のまちづくりの礎となるよう、和歌山の景観が持つ魅力を学び、そしてその魅力を伝え、共有する取り組み等を通じて、景観に対する意識を高める。

ii) 県民や事業者、市町村による景観づくりの取り組みを支援する

県民や事業者、市町村による景観の向上や景観形成に関する普及・啓発に向けた自主的な取り組みを支援し、景観づくりの取り組みの拡大を図る。

iii) 総合的な景観施策を推進する

景観法の活用とあわせて、景観条例による県独自の施策や関連する施策（都市計画、農林、環境など）、市町村の施策等とも連携を図り、総合的な景観施策を推進する。

2 特定景観形成地域

(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

①文化財的価値を持つ古道及び沿道景観を保全する

～石畳が続く山道や沿道に残る王子、経塚などの沿道景観～

- ・ 永きにわたる熊野三山への往来により積み重ねられた文化財的価値を持つ古道及び沿道の景観を保全する



工作物等を極力排除し、原状保存に努める

② 古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

～熊野古道から望む景観～

- ・ 古道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインを保全する
- ・ 林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全する
- ・ 集落と背後の山林・農地が一体となった景観を保全する
- ・ 眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全する。



山稜のスカイラインや山林・農地が一体化した景観を保全する

③熊野の地へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

～主要なアクセスルートであり、熊野のイメージを形成する上で重要な役割を果たす国道 311 号の沿道景観～

- ・ 地域の景観の価値を損なわないような景観を形成する
- ・ 周囲の景観と調和した建築物、広告物等による沿道景観を形成する



(景観形成のイメージ)・統一感のある建築物群(屋根形状、色彩、外壁後退 等)

・道路付属物等の整備【電線・電柱の地中化
景観に配慮したガードレール 等】

④暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

～古道と関わる人々の暮らしの営みによってつくられてきた固有の景観を有する
地域内の集落景観～

- ・ 地域住民とともに集落ごとの景観のなり立ちを読み解き共有していくプロセスを通じ、景観を構成する家屋や周囲の農地、里山などを保全する
- ・ 農地や里山、集落社会を支える担い手を育成する

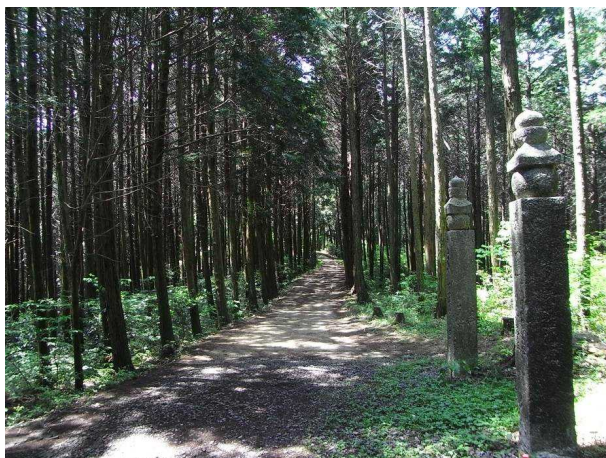
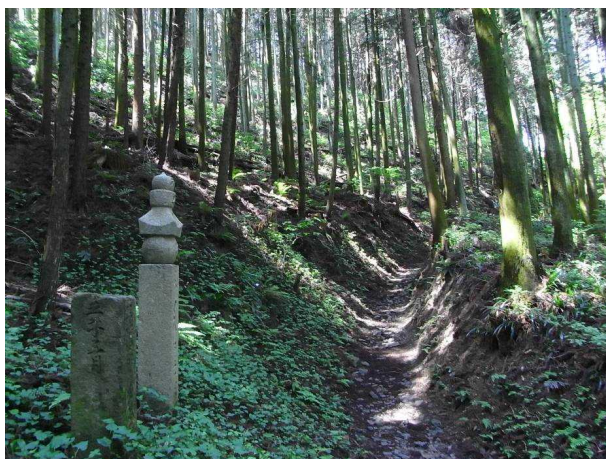


(景観形成のイメージ)・周辺と調和した外観の色彩、素材の使用
・ 樹木、田園等の保全

（２）高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

①文化財的価値を持つ高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）を保全する ～山道に残る町石、ニツ鳥居などの景観～

- ・ 山道に残る町石などの遺跡、沿道の山林など、永きにわたって高野山への往来が積み重ねられた文化財的価値を持つ高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の景観を保全する



工作物等を極力排除し、原状保存に努める

②文化的景観としての価値を持つ高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの眺望景観を保全する

～高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から望む景観～

- ・ 高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインを保全する
- ・ 林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全する
- ・ 集落と背後の山林、農地が一体となった景観を保全する
- ・ 眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全する



山稜のスカイラインや集落と山林・農地が一体化した景観を保全する



良好な眺望景観を望むことができる視点場を保全する

③高野山へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る
～高野山への主要なアクセスルートであり、周辺の自然環境と調和した国道 370 号、
国道 480 号及び鉄道（南海高野線）の沿道景観～

- ・ 周囲の景観と調和した建築物や広告物による沿道景観を形成する
- ・ 道路や鉄道から見える自然や集落の景観を保全する



周辺の景観と調和した沿道や鉄道から望む景観を保全する

④世界遺産の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を結ぶ歩行者動線沿道の良い景観形成を図る

～世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観～

- ・ 世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観が損なわれないよう保全する



三谷坂の景観と一体となった地域の景観を保全する

⑤暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

～地域の歴史・文化と関わる人々の暮らしの営みによってつくられてきた固有の景観を有する地域内の集落景観～

- ・ 地域住民とともに集落ごとの景観のなり立ちを読み解き共有していくプロセスを通じ、景観を構成する家屋や周囲の農地、里山などを保全する
- ・ 農地や里山、集落社会を支える担い手を育成する



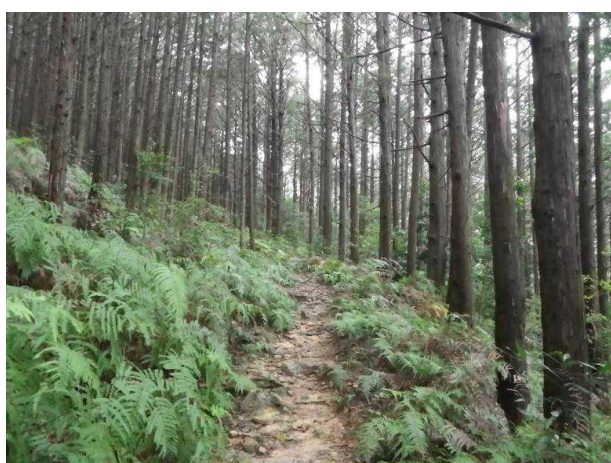
暮らしの営みによってつくられてきた集落景観を保全する

（３）熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

①文化財的価値を持つ熊野古道及び沿道景観を保全する

～熊野古道（世界遺産）の景観～

- ・ 草堂寺や古道沿いに点在する史跡などとともに、永きにわたって熊野三山への海沿いの参詣道として往来が積み重ねられてきた文化財的な価値を持つ熊野古道大辺路の景観を保全する

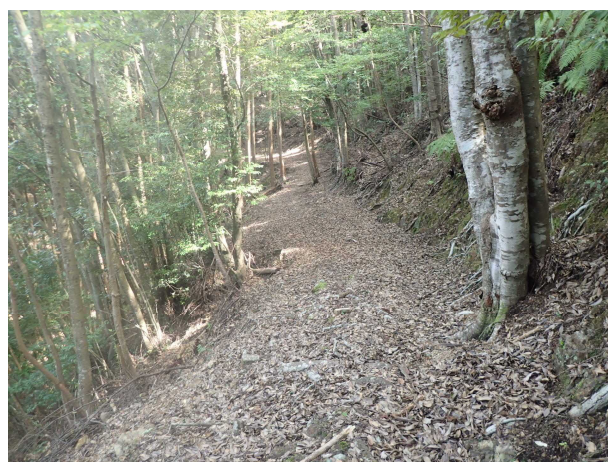
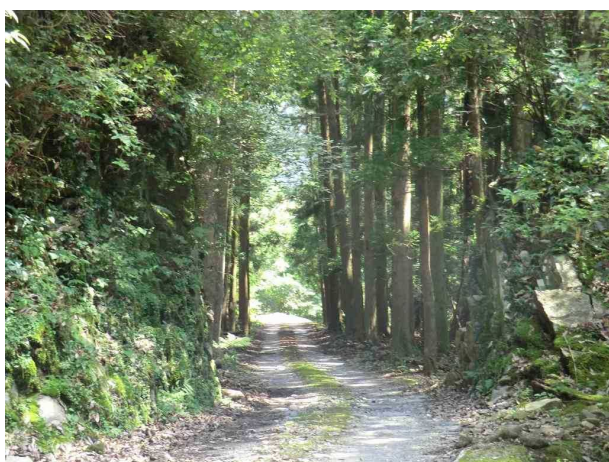


工作物等を極力排除し、原状保存に努める

②世界遺産の「草堂寺」「富田坂」「仏坂」「タオの峠」「長井坂」「新田平見道」「富山平見道」「飛渡谷道」「清水峠」「二河峠」「駿田峠」「補陀洛山寺」「小獅子峠」を結ぶ歩行者動線沿道の良好な景観形成を図る
～世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観～

〈自然歩道や里山の農村景観等〉

- ・ 自然歩道の区間や里山の農村景観など、自然と人々の暮らしの営みによってつくられてきた景観の価値を損なわないよう景観を保全する



熊野古道の景観と一体となった地域の景観を保全する

〈生活道路として利用される県道や国道等の沿道景観〉

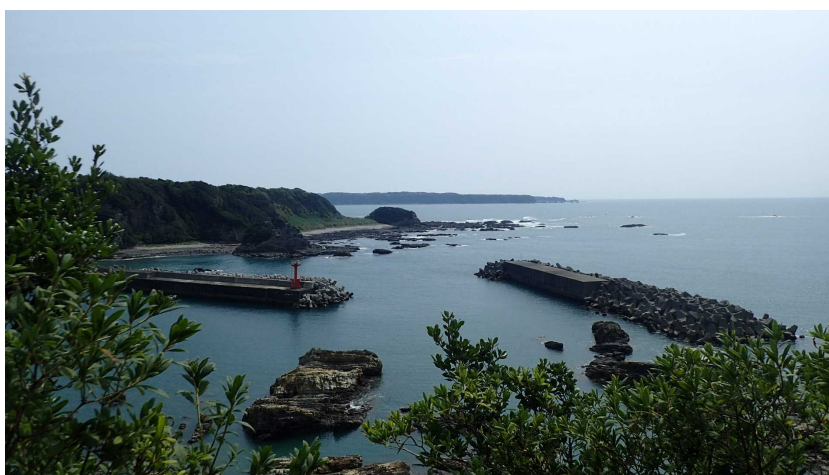
- ・ 派手な色彩の建築物の立地など沿道景観の大規模な改変によって熊野古道全体の価値を損なうことがないよう、沿道の景観を形成する



周辺の景観と調和した沿道景観を形成する

③熊野古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する
～熊野古道（世界遺産）から望む景観～

- ・ 古道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインや海岸線を保全する
- ・ 林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全する
- ・ 集落と背後の山林や海など自然環境が一体となった景観を保全する
- ・ 眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全する



熊野古道から望む眺望景観を保全するとともに、良好な眺望景観を望むことができる視点場を保全する

（４）熊野川周辺特定景観形成地域

①文化財的価値を持つ熊野川及び熊野川沿岸を保全する

- ・他に類例の少ない川の参詣道として貴重であり、山間部などの周辺の自然環境と調和した熊野を代表する線上にのびた川の文化的景観を保全する



美しい熊野川の水辺環境を保全する

②熊野川と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

- ・周囲の景観と一体となった文化的景観としての価値が重要であり、熊野川から望む眺望景観を保全する
- ・遙か遠くに望む山稜（スカイライン）を保存する
- ・林業の営みにより永い時間をかけ育まれてきた緑豊かな山地景観を保全する



切り立った山地や連なった山並み景観を保全する

③熊野本宮大社と熊野速玉大社を往来するアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

- ・国道 168 号から見える景観は、熊野本宮大社と熊野速玉大社を往来するアクセスルートとして、また、熊野三山のイメージを形成する重要な景観であり、地域の景観の価値を減じないような景観形成を図る
- ・周辺の景観と調和した建築物や広告物による沿道景観を形成する



周辺の景観と調和した沿道から望む景観を保全する

④文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

- ・ 遙か遠くに望む山稜（スカイライン）を保存する
- ・ 林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな山地景観を保全する
- ・ 集落と背後の山林・農地が一体となって文化的景観を保全する



山稜のスカイラインや山林・農地が一体化した景観を保全する

IV 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 景観計画区域全域

(1) 届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為は以下の通りとする。なお、特定景観形成地域における届出対象行為は別に定める。

区 分	規 模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 13m 超 または 建築面積 1,000 m ² 超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ 13m 超
	③その他の工作物	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000 m ² 超	

(2) 行為の制限の基準

届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。なお、特定景観形成地域の届出対象行為については別に定める基準を適用するものとする。

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準
共通事項	—	・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	(景観構成要素への配慮) ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (眺望への配慮) ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 (その他) ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。

対象行為	項目	行為の制限の基準
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築 若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	色彩	・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 ・国指定の名勝、文化的景観若しくは重要伝統的建造物群保存地区の周囲 100m 以内又は国指定の史跡若しくは重要文化財であって、知事が指定するものの 100m 以内は、これら名勝等の色彩と調和した色彩を使用し、外観の基調色を色相 0.1R～2.5Y は彩度 6 以下、それ以外は彩度 4 以下（無彩色含む）とすること。
	素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。
	緑化	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

対象行為	項目	行為の制限の基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

2 特定景観形成地域

(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

①届出対象行為

熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとする。

区 分	規 模		
	バッファ ゾーン	国道 168 号沿道 (道路境界から 200m)	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ 13m 超 または 延べ面積 500 m ² 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ 13m 超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

②行為の制限の基準

熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（○は熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準							
		バッファゾーン	国道 168 号沿道（道路境界から 200m）	その他の地域					
共通事項		○古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○熊野の地へといぎなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。					
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	(周辺景観への配慮) ○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 (景観構成要素への配慮) ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (眺望への配慮) ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 (その他) ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	(景観構成要素への配慮) ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 (沿道からの眺望への配慮) ○道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 (その他) ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	(景観構成要素への配慮) ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (山稜のスカイラインの保全) ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。 (その他) ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。					
	形態・意匠	・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。	・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。					
	色彩	・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 ○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 <table><tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr><tr><td>0.1R～2.5Y</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>4 以下(無彩色含む)</td></tr></table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)
色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6 以下								
上記以外	4 以下(無彩色含む)								

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	国道 168 号沿道（道路境界から 200m）	その他の地域
建築物又は工 作 物 の 新 築 （新設）、増 築、改築若し くは移転、外 観を変更する こととなる修 繕若しくは模 様替え又は色 彩の変更 （続き）	素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。		
	緑化	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		
開発行為、土 地の開墾その 他の土地の形 質の変更（土 石の採取及び 鉱物の掘採を 除く）	位置・ 規模	○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。 ○地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。 ○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。		
土石の採取又 は鉱物の掘採	位置・ 規模	○期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとどめること。 ○景観に著しい改変が生じないものとする。こと。 ○跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）から見たときに、周辺との調和を図ること。
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。		
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	位置・ 規模	○景観に著しい改変が生じないものとする。こと。	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図 6）から見たときに、周辺との調和を図ること。
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。こと。		
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		
水面の埋立て	位置・ 規模	○規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとどめること。		

(2) 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

①届出対象行為

高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとする。

区 分	規 模			
	バッファゾーン	天野集落	国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	高さ 10m 超 または延べ面積 500 m ² 超	高さ 10m 超 または延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m 超 または延べ面積 1,000 m ² 超
工 作 物 の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ10m 超 または 築造面積500 m ² 超	高さ13m 超 または 築造面積 1,000m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ10m 超	高さ13m 超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ10m 超	高さ13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
水面の埋立て	全ての行為	—	—	—

②行為の制限の基準

高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（○は高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乘せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準			
		バッファゾーン	天野集落	国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）	その他の地域
共通事項		○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることと、集落内の景観が世界遺産と一体となり文化的景観を形成していることに留意し、それらの景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ○高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	（周辺景観への配慮） ○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 （景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（周辺景観への配慮） ○集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 （景観構成要素への配慮） ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ○高野参詣道（町石道）の眺望点（図7）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。また、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （国道、鉄道及び歩行者動線沿道からの眺望への配慮） ○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見て、集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点（図7）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○高野参詣道（町石道）の眺望点（図7）及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。

対象行為	項目	行為の制限の基準									
		バッファゾーン	天野集落	国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道 (境界から 50m、200m)	その他の地域						
建築物又は工 作 物 の 新 築 (新設)、増 築、改築若し くは移転、外 観を変更する こととなる修 繕若しくは模 様替え又は色 彩の変更 (続き)	色彩	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <table><tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr><tr><td>0.1R～2.5Y</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>4 以下(無彩色含む)</td></tr></table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)		・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
	色相	彩度									
	0.1R～2.5Y	6 以下									
	上記以外	4 以下(無彩色含む)									
素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。										
	緑化	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。						
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。								
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○高野参詣道(町石道)の眺望点(図7)及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○高野参詣道(町石道)及び高野参詣道(三谷坂)の眺望点(図7)及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。						
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。									
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)の眺望点(図7)及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)及び高野参詣道(三谷坂)の眺望点(図7)及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。									
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)の眺望点(図7)及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)及び高野参詣道(三谷坂)の眺望点(図7)及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。									
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。									
水面の埋立て	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。									

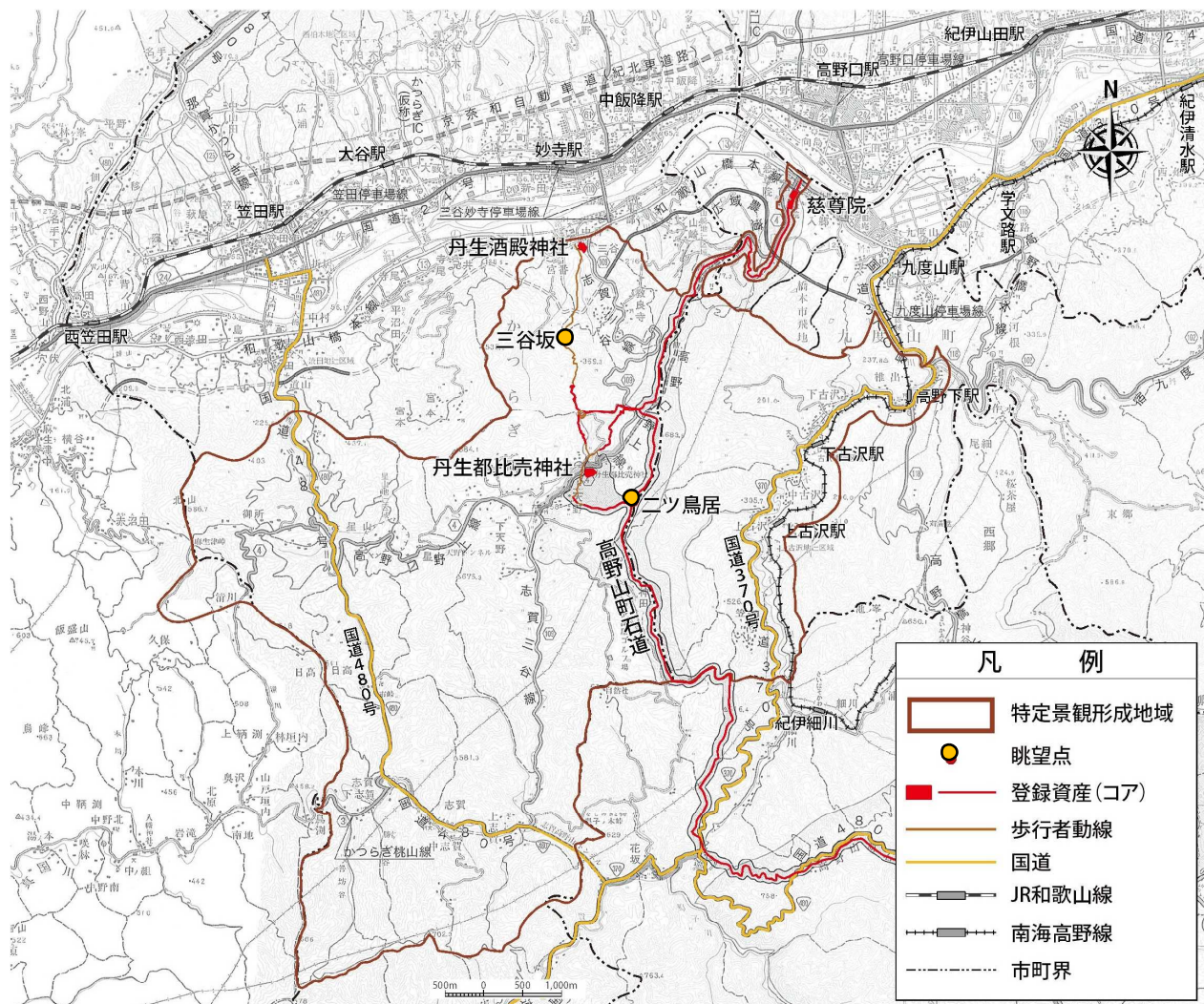


図7 高野参詣道（町石道）周辺の眺望点

(3) 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

①届出対象行為

熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとする。

区 分	規 模		
	バッファゾーン	歩行者動線沿道 (道路境界から 50m、 200m)	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	高さ 10m 超または延べ面積 500 ㎡超	高さ 13m 超または延べ面積 1,000 ㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント等 ・ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・ 汚物処理場等 ・ 太陽光発電施設 (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (3) その他の工作物	全ての行為	高さ 10m 超または築造面積 500 ㎡超	高さ 13m 超または築造面積 1,000 ㎡超
	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

②行為の制限の基準

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（○は熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	歩行者動線沿道（道路境界から 50m、200m）	その他の地域
共通事項		○熊野古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○世界遺産を結ぶ歩行者動線として、また紀南地域の主要な観光動線として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○熊野古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ○世界遺産を結ぶ歩行者動線から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	（周辺景観への配慮） ○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 （景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 （その他） ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 （沿道からの眺望への配慮） ○歩行者動線から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （その他） ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ○熊野参詣道（大辺路）の眺望点（図8－1、図8－2、図8－3）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とし、海が見える眺望点においては、海岸の眺望を妨げない位置及び規模とすること。 （その他） ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。
	色彩	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。

色相	彩度
0.1R～2.5Y	6 以下
上記以外	4 以下（無彩色含む）

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	歩行者動線沿道（道路境界から 50m、200m）	その他の地域
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。		
	緑化	・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。 ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○世界遺産を結ぶ歩行者動線号から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。		
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		
水面の埋立て	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。		

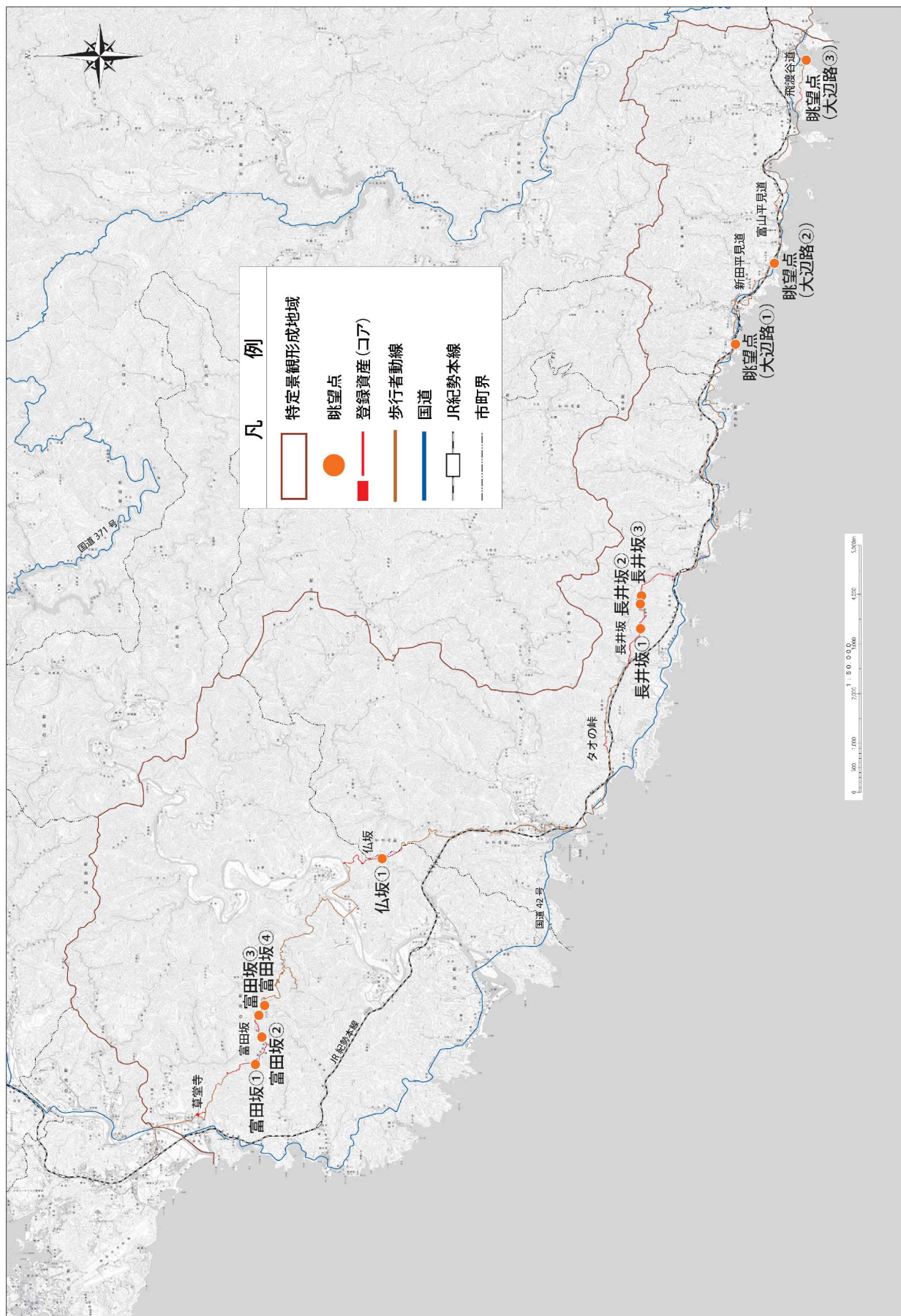


図 8 (1) 熊野参詣道 (大辺路) の眺望点

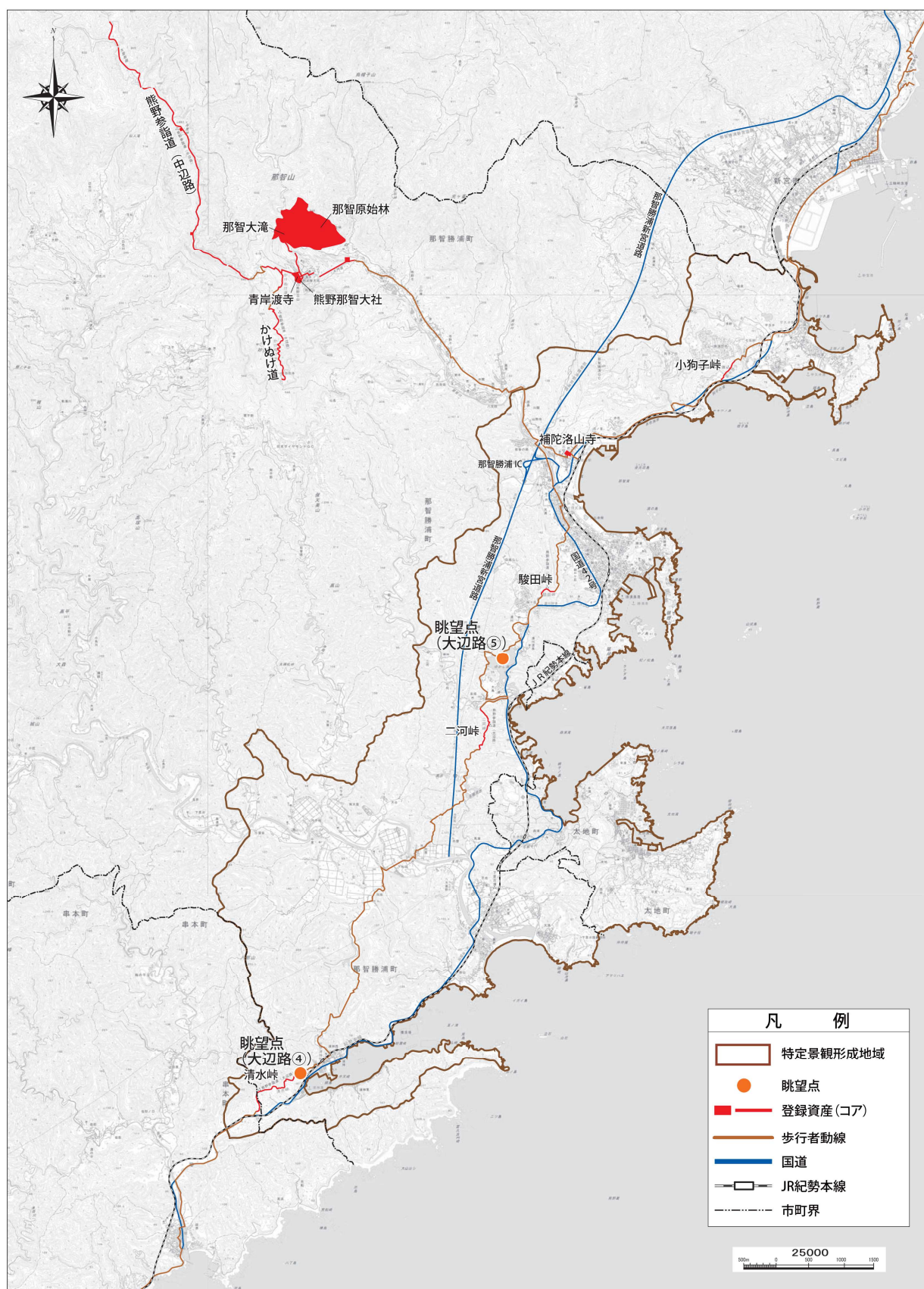
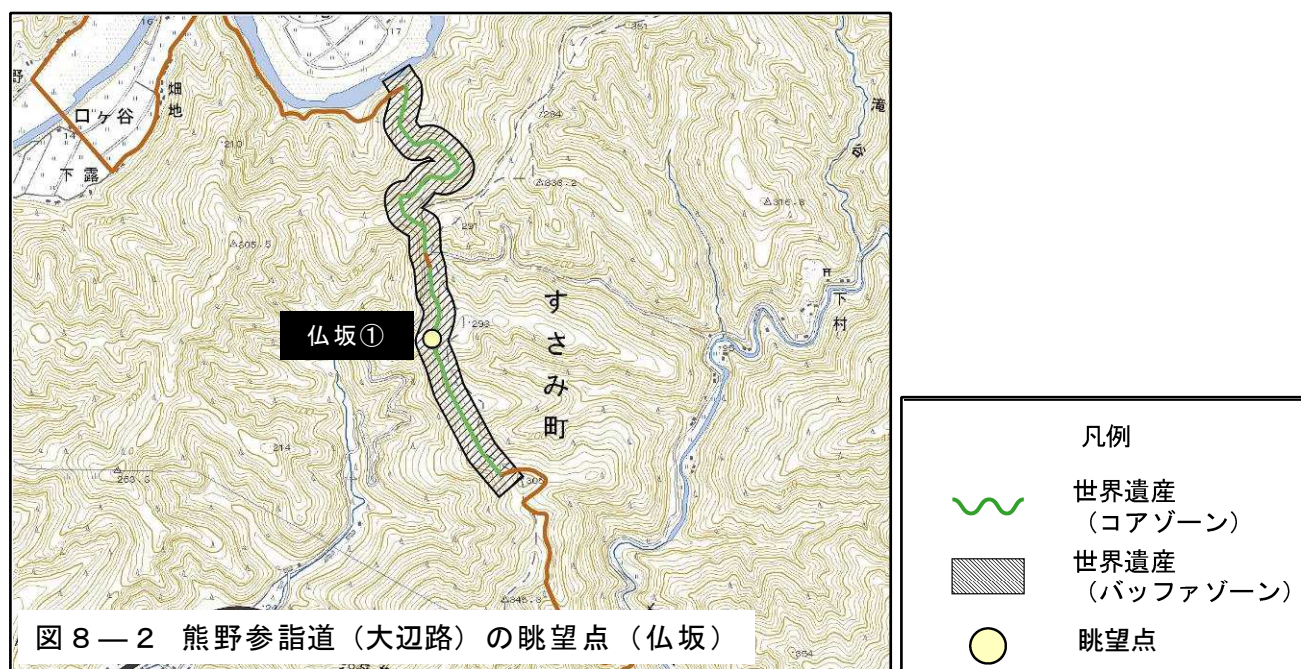
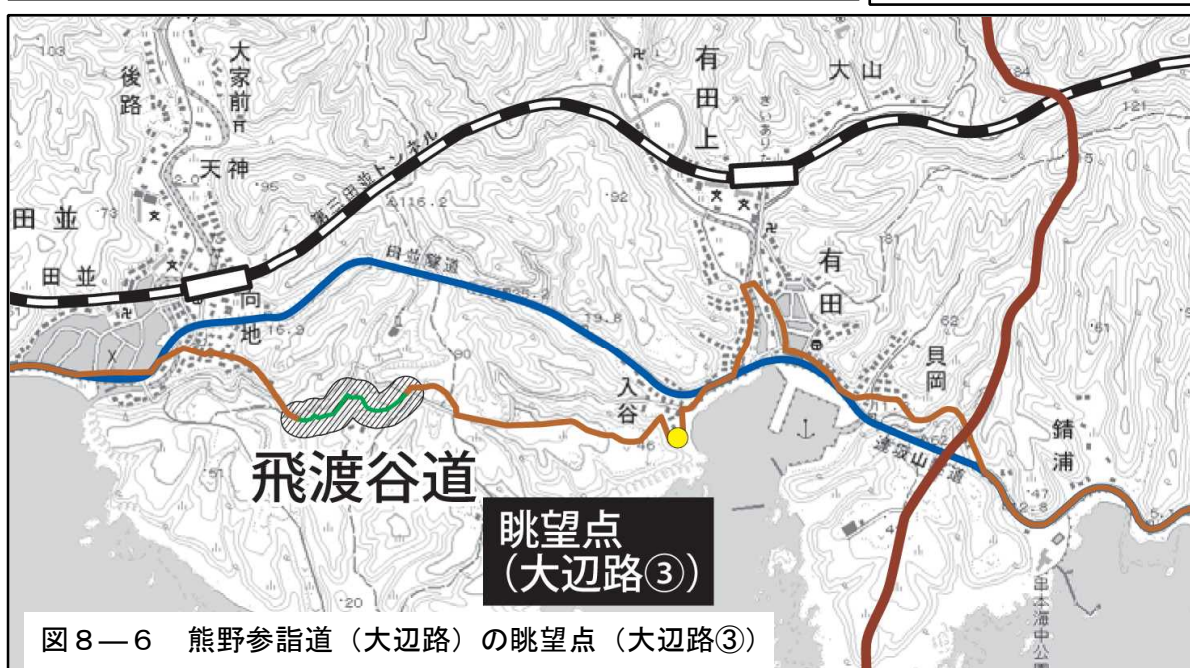
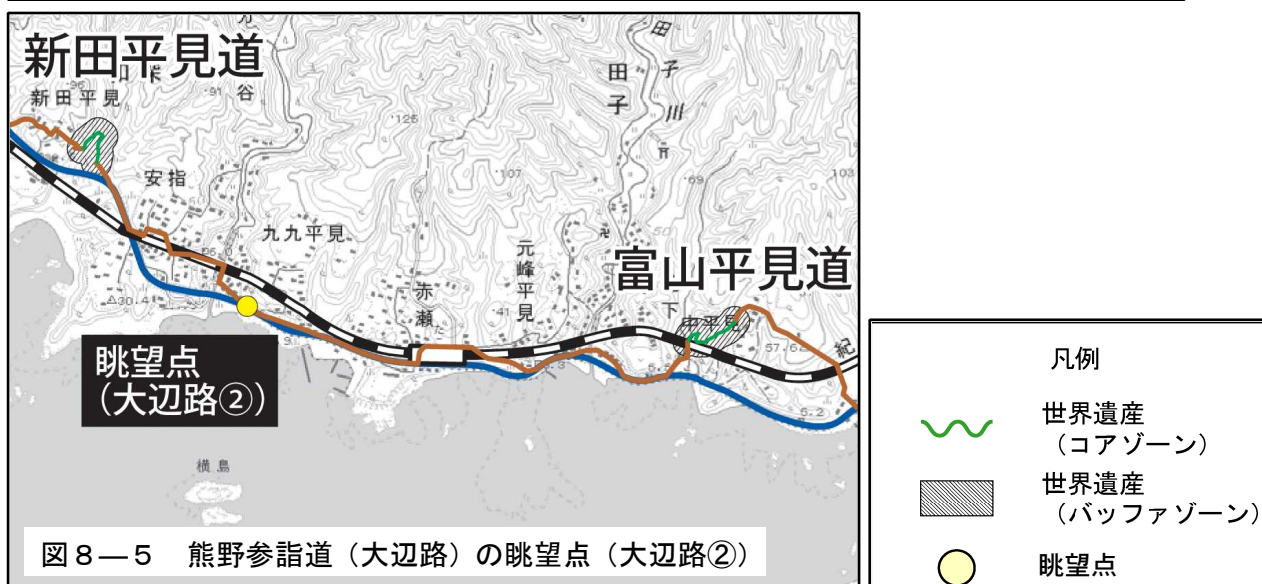


図 8 (2) 熊野参詣道 (大辺路) の眺望点







凡例

 世界遺産
(コアゾーン)

 世界遺産
(バッファゾーン)

 眺望点

(4) 熊野川周辺特定景観形成地域

①届出対象行為

熊野川周辺特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとする。

区分	規模		
	バッファゾーン	国道168号沿道 (道路境界から200m)	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント等 ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場等 ・太陽光発電施設 ②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または築造面積1,000㎡超
	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	全ての行為	—

②行為の制限の基準

熊野川周辺特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（○は熊野川周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乘せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成 29 年 4 月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	国道 168 号沿道（道路境界から 200m）	その他の地域
共通事項		○熊野川等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○熊野本宮大社と熊野速玉大社を行き来するアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ○熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	（周辺景観への配慮） ○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 （景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （沿道からの眺望への配慮） ○道路から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 ○熊野川から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ○国道 168 号、熊野川から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。

対象行為	項目	行為の制限の基準								
		バッファゾーン	国道 168 号沿道（道路境界から 200m）	その他の地域						
建築物又は工 作 物 の 新 築 （新設）、増 築、改築若し くは移転、外 観を変更する こととなる修 繕若しくは模 様替え又は色 彩の変更 （続き）	色彩	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <table><tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr><tr><td>0.1 R ～2.5 Y</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>4 以下（無彩色含む）</td></tr></table>	色相	彩度	0.1 R ～2.5 Y	6 以下	上記以外	4 以下（無彩色含む）	
	色相	彩度								
	0.1 R ～2.5 Y	6 以下								
	上記以外	4 以下（無彩色含む）								
素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。									
	緑化	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。						
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。								
開発行為、土 地の開墾その 他の土地の形 質の変更（土 石の採取及び 鉱物の掘採を 除く）	位置・ 規模	○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。 ○地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。 ○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。						
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。								
土石の採取又 は鉱物の掘採	位置・ 規模	○期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとどめること。 ○景観に著しい改変が生じないものとすること。 ○跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。								
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	位置・ 規模	○景観に著しい改変が生じないものとすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。								
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。								
水面の埋立て	位置・ 規模	○規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとどめること。								

3 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要である。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとする。

4 既存建築物の行為の制限に関する事項

良好な景観の形成をより速やかに進めるため、既存の建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、建築物全体を景観計画に定める形態意匠の制限に適合させるものとする。

○対象となる地域

・ 特定景観形成地域
・ 国指定名勝、文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の周囲 100m 以内
・ 国指定史跡又は重要文化財であって、知事が指定するものの周囲 100m 以内

○対象となる建築物

高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m² 超

○対象となる行為

行為	規模	
増築、改築	当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の 1/5 を超えるもの	
修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更 (右欄のいずれかに該当するもの)	当該行為の面積が 400 m ² を超えるもの	
	屋根部分	当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の 1/4 を超えるもの（但し、当該部分の面積が建築物の鉛直投影面積の 1/10 以内の場合を除く。）
	外壁部分	当該行為に係る部分の面積が、当該外壁の面積の 1/4 を超えるもの

V 景観資源

1 和歌山県景観資源

良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を和歌山県景観資源として登録する。

和歌山県景観資源は、資源を活用した地域の活性化が促進されるよう広報を行うとともに、地域の景観形成にあたって積極的に活用を図っていくものとする。

2 景観重要建造物

景観計画区域にある和歌山県景観資源のうち以下の条件に該当し、特に保全や活用に向けた手だてを講じる必要がある建造物を景観重要建造物として指定する。

- 地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴し、地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは地域の良好な景観形成の規範となっていると認められる建造物
- 維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取り組みが図られると認められる建築物

3 景観重要樹木

景観計画区域にある和歌山県景観資源のうち以下の条件に該当し、特に保全や活用に向けた手だてを講じる必要がある樹木を景観重要樹木として指定する。

- 樹容（規模、樹形等）が地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴し、地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは道路等公共の場所から望見されるなど景観形成上重要な役割を有していると認められる樹木
- 維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全の取り組みが図られると認められる樹木

VI わかやま景観づくり協定

住民やまちづくり団体等が建築物等の形態意匠や維持保全のルールなど景観づくりに関して結んだ協定について、必要な要件を満たすものについてはわかやま景観づくり協定として積極的に認定していくものとする。

認定されたわかやま景観づくり協定は公表し積極的に広報を行うとともに、この協定を締結した景観づくり従事者はもとより、これから景観づくり活動に関する自主的なルールづくりを行っていかこうとする者に対しても情報の提供、助言その他の必要な支援を行っていくことにより、地域における景観づくり活動の促進を図っていくものとする。

VII 公共事業

和歌山県の区域で実施する公共事業については以下の方針に基づき、県土の良好な景観の基盤となるよう整備を行うものとする。

①地域の景観形成の先導的役割を果たす

公共事業では規模が大きく不特定多数の人が利用する施設を整備することが多いことから、地域の景観に対して与える影響が大きい。このため、地域の景観形成において先導的な役割を果たすよう、質の高い良好な施設の整備を行うものとする。

②風土や歴史、文化など地域の景観形成の文脈に配慮する

地域の風土や歴史、文化など地域の景観形成の文脈を継承しながら、地域に固有の景観形成を推進するよう整備を行うものとする。なお、歴史や地域の文化が息づく景観を有する特定景観形成地域においては特段の配慮を行うものとする。

③自然との共生や生態系の保全などに配慮する

森林、河川、海などの自然環境に過大な負荷を与えないよう配慮するとともに、生態系の保全に配慮した整備を行うものとする。なお、骨格となる自然景観を有する特定景観形成地域においては特段の配慮を行うものとする。

④機能性とともに安全性や快適性の確保に配慮する

必要な機能性を満たすことはもちろん、安全性や快適性の確保などにも配慮したユニバーサルデザインの施設整備を行うものとする。

⑤適切な維持管理により良好な景観ストックを蓄積する

整備後の施設の適切な維持管理を行うことにより、地域の良好な景観ストックとして蓄積していくものとする。

⑥関連事業との整合性の確保と相乗効果をめざす

他の公共事業や民間事業など、関連のある事業との連絡調整を十分に行うことにより、全体としての景観の整合性を確保するとともに、景観形成における相乗効果を高めていくことをめざす。

VIII 景観農業振興地域整備計画の策定

県内の農業地域は、豊かな自然や独特の気候・風土に適した形で営まれた農林業によってその景観がつくられてきたことから、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する視点、あるいは地域の良好な農村景観を活かした地域の活性化を図る視点から、農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認める場合は、景観農業振興地域整備計画を策定するものとする。

また、農山村地域は、食料等の供給をはじめ、水源のかん養や森林の保全、文化の伝承など多面的な機能を果たしていることから、それら機能の維持にも配慮するものとする。

IX その他の事項

1 景観法に基づくその他の制度の活用

(1) 景観協定

景観計画区域内の住民等が地域の良い景観の形成のために建築物や工作物等に関して定めたルールについて、必要な要件を満たすものについては景観法に基づく景観協定として積極的に認可していくものとする。また、住民等の自主的な取り組みに対してルールづくりのために必要な支援を行っていく。

(2) 景観重要公共施設

特定景観形成地域内の道路、河川、港湾等の公共施設のうち特に重要なものについては、管理者と協議を行い、必要に応じて景観重要公共施設として位置づけ、景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定め、良い景観の形成を図っていくものとする。

(3) 景観協議会

景観計画区域における良い景観の形成を図るため、必要な場合には景観法に基づく景観協議会を組織するものとする。特に、複数の市町村の区域にわたる広域的な地域での景観形成や、行政や関連団体をはじめ多くの主体が関係する地域での景観形成にあたっては景観協議会の積極的な組織化を図っていくものとする。

(4) 景観整備機構

景観形成に関し、県民や事業者に対する啓発や情報提供、取り組みの支援などを行うとともに、景観重要建築物や景観重要樹木の管理などを行うため、要件を満たす法人に対して景観法に基づく景観整備機構の指定を行うものとする。景観整備機構に対しては、特に県民や事業者への啓発や主体的な活動への支援の取り組みを促していく。

2 その他の施策

(1) 公共事業景観形成指針

本計画に定める公共事業に関する景観形成の方針に基づき、公共事業に係る良い景観の形成のための指針として公共事業景観形成指針を定めるものとする。県が行う公共事業の実施にあたっては公共事業景観形成指針を遵守するとともに、国や市町村が行う公共事業や公益的な組織が行う公共性の高い事業についても指針に沿った事業の実施を働きかける。

（２）啓発及び支援

県民及び事業者の景観に関する意識を高め、自主的な活動を促し支援していくため、景観に関するさまざまな情報の提供や取り組みに対する技術的な助言をはじめ、必要な施策を行うものとする。

３ 他分野の施策との連携・協調

本計画に基づく景観形成の推進にあたっては、景観分野の施策だけでなく自然環境、農林水産、商工観光、都市計画、公共施設整備、県民活動支援など関連する他分野の施策との連携・協調を図りながら、総合的な取り組みを進めていくものとする。

- ・和歌山県景観計画 平成 21 年 1 月 1 日 施行
- ・和歌山県景観計画の変更 平成 23 年 4 月 1 日 施行
(高野山町石道周辺特定景観形成地域に関する部分については、同年 7 月 1 日施行)
- ・和歌山県景観計画の変更 平成 25 年 4 月 1 日 施行
(熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の追加)
- ・和歌山県景観計画の変更 平成 27 年 4 月 1 日 施行
(熊野川周辺特定景観形成地域の追加 等)
- ・和歌山県景観計画の変更 平成 29 年 5 月 8 日 施行
(太陽光発電施設の取り扱いの変更)
- ・和歌山県景観計画の変更 平成 30 年 9 月 1 日 施行
(熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の拡大)
- ・和歌山県景観計画の変更 令和元年 9 月 1 日 施行
(高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大及び
名称を高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域に変更)